

巻頭言：意見が異なる時にこそ対話が必要だ

J+C ECONOMIC JOURNAL

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

令和5年5月25日発行/毎月1回25日発行
6月号 (No.353)

JUNE
2023
No.353

6

日中経協ジャーナル <https://www.jc-web.or.jp>



SPECIAL REPORT

言葉で読み解く 中国経済

FOCUS：日中関係と日本の立ち位置
CHINA TREND CHECK：中国東北経済の課題と日中経済協力会議
LOCAL VOICE：北京の南中軸
中国ビジネス Q&A：新印紙税法がもたらす日本企業への影響



表紙写真：厳しいコロナ規制が撤廃され、一時期は閑散としていた市中に人出が戻り、五一連休には北京の原宿竹下通りといわれ、胡同と呼ばれる古い街並みが残る「南鑼鼓巷」の入口も予備警察が出勤して交通整理に当たるほどの混雑ぶりとなった。以前の姿が戻ってきた。(日中経済協会撮影)

1 巻頭言

意見が異なる時にこそ対話が必要だ

■大橋 洋治 一般財団法人日中経済協会 副会長、ANA ホールディングス株式会社 相談役

FOCUS

2 日中関係と日本の立ち位置

■横井 裕 日本オリンピック委員会 常務理事、前駐中華人民共和国 特命全権大使

SPECIAL REPORT

言葉で読み解く 中国経済

6 「国進民退」から見える社会主義市場経済

■高見澤 学 一般財団法人日中経済協会 理事 調査部長

10 「共同富裕」からみる格差問題

■三浦 有史 株式会社日本総合研究所 上席主任研究員

14 「以工代賑」を通じた雇用創出と貧困削減

■巖 善平 同志社大学大学院 グローバル・スタディーズ研究科 教授

18 「双创(大衆創業、万衆創新)」とスタートアップの栄枯盛衰

■高口 康太 ジャーナリスト

22 「双循環」が目指すサプライチェーンの再構築

■萩原 陽子 株式会社三菱 UFJ 銀行 経済調査室 調査役

26 CHINA TREND CHECK

中国東北経済の課題と日中経済協力会議

■趙 焱 一般財団法人日中経済協会 瀋陽事務所 首席代表

28 LOCAL VOICE

北京の南中軸

■王 洪燕 北京中関村日本駐在事務所 所長

30 中国ビジネス Q&A

新印紙税法がもたらす日本企業への影響

■浦野 卓矢 デロイト中国 パートナー

32 情報クリップ

「青島-日本経済貿易協力交流会」を共催

中国国際貿易促進委員会(CCPIT)・張慎峰副会長が来日 ほか

意見が異なる時にこそ 対話が必要だ



一般財団法人日中経済協会
副会長
ANAホールディングス株式会社
相談役

大橋 洋治

現

在の日中関係は、政治面などを中心に残念ながら良好とはいえない状況にあることは衆目の一致するところだ。経済面にとどまらない米中両国の対立や非難の応酬が激化する中で、日本も「世界のパワーバランスの中での日中関係」のかじ取りを迫られています。2001年のWTO加盟を機に、中国のこの10年ほどの経済面での発展は目覚ましく、2010年にGDPが世界2位となつて以来、49年には米国を抜き世界一の大国になるという目標にまい進しています。

私が日中経済協会のミッションに参加し始めてから早20年以上が過ぎました。毎年、訪中団の一員として北京を訪れることで、定点観測的に中国の成長と変化を感じることができたと感じています。20年前の中国は、「日本に学べ」と国を挙げて取り組んでいた感がありました。それを反映するように、中国側の政府代表者も、「色々教えてほしい。中国の経済発展に協力してほしい」という謙虚な姿勢で日本側と面会していた印象でした。それがこの10年ほどで変わってきたことを肌で感じています。中国が経済面でも日本を凌駕し、「敵はアメリカだけ」という意識が見えてきた時期と重なります。1人ひとりの中国人と話をするとそんなことはありませんが、訪中団として会うと以前のような熱心さや日本への興味、関心あまり感じられなくなつたのです。そしてコロナに加え、昨今の日中関係の冷え込みを反映して、残念ながら日中間の人の交流は疎遠になりがちです。

しかし私は声を大にして言いたい。「こういう時だからこそ中国とは今まで以上に話をすべき」と。立場が違うからこそ、理解できないことが多いからこそ、問題がない時よりもっと頻繁に顔を合わせ、時間をかけて徹底して議論を尽くすべきです。うまく行っている相手とは話をしなくても分かり合えます。本当に話をすべきなのは、意見や立場に相違がある時です。

ANAはコロナ前には中国本土11都市に週178便を就航していました。それが、23年5月末時点では、7都市に週59便しか就航していません。日中が対話を重ねるためにも、この交流のパイプを太くすることが我々航空会社にできる最大の貢献だと思っています。

私はANAの社業を通じて、中国との交流拡大に取り組んで参りました。関係が良い時も悪い時も、とにかく交流をし、話し合い、理解しようとする、これが一番大切だと思います。政治での対話が不十分な時こそ、我々民間企業の役割が大きくなります。LT貿易の頃からずっと民間ベースでの対話、交流を通じて信頼関係を積み上げてきたのが、先輩方が築かれた日中関係の歴史だと思います。100回訪中され、日中関係の「井戸を掘った人」岡崎嘉平太先生のようにまではなれなくても、私も中国に生を受けて日本に育った1人として最後のご奉公のつもりで日中関係緊密化のため、この先の生涯をかけて微力を尽くしたいと考えています。

FOCUS

2016年5月から20年11月まで大使として北京に在勤した。私にとっては6度目の中国勤務だった。この間多くの方の努力により日中関係は一定程度の改善をみたが、その中での印象的な事柄を紹介したい。帰国後もコロナ蔓延の継続、米中関係の悪化、ロシアのウクライナ侵攻等国際情勢を大きく揺るがす事態が起こっているが、中国に対する日本の基本的な立ち位置を確認しておきたい。

日中関係と日本の立ち位置

●横井裕 日本オリンピック委員会常務理事、前駐中華人民共和国特命全権大使

はじめに

私は1979年に外務省に入省して中国語の研修を命ぜられ、2020年末に4年半に及ぶ駐中国大使としての在外勤務を最後に退職した。この間、北京大学での研修を含め前後6回14年にわたり中国に在勤する機会に恵まれた。中国の改革開放政策は1978年12月の11期3中全会において決定されたが、私の外交官としての人生はおおむね中国の改革開放政策の進展と軌を一にしたといえる。中国が大きく変貌する時代

を現地で間近に観察できたのは大変貴重な経験であった。

中国という存在

古い話だが、大学の専門課程に進学してはじめての国際関係論の授業を受講したときに、東アジアの国際関係の基本構造は、「ガリバー型」と教わった。歴史的には中国という圧倒的に巨大な存在があり、その他の国は小人のような位置関係にあるとされる。19世紀後半の列強の東アジア進出で、アヘン戦争、日清戦争を経て清朝が滅亡し、この構造は崩れた。しかし

21世紀になり、特に10年に中国が経済規模で日本を抜いて世界第2位の経済大国となつてからは、経済面にとどまらずその政治的、軍事的地位も飛躍的に向上し、この歴史的な基本構造がある意味復活しつつあるように見える。

改革開放政策と日本、中国の経済成長

我が国が72年に中国との国交を正常化し、その後中国が改革開放路線をとると、中国の近代化を官民あげて支援することを対中基本政策と

した。円借款を始めとする政府開発援助(ODA)の供与が始まるのが82年である(2022年に終了)。1980年代当時の日本と中国のGDPの規模を比較すると中国が中国の4倍程度だったが、90年代中頃には7〜8倍程度に開き今世紀初めにはまた4倍程度の差となった。2000年当時中国課長であった私は、中国の経済規模が日本と並ぶのに彼我の経済成長率の差が7%程度としても10年で倍であり、20年程度の時間的余裕があると考えていたが、実際には09年にはこれが実現してしまつた。そして昨年(22年)には中国の

図1 訪日中国人数と訪中日本人数の推移

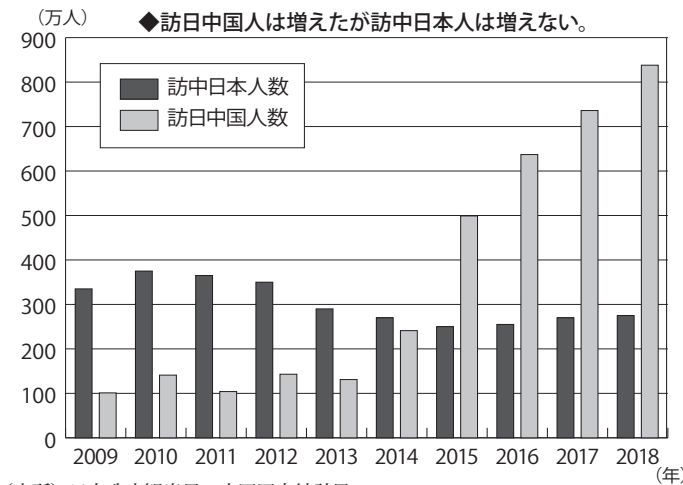
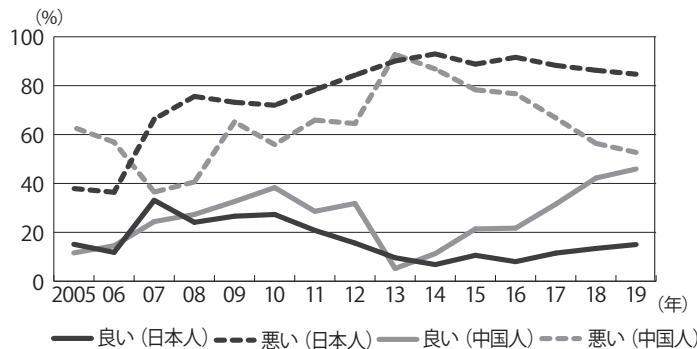
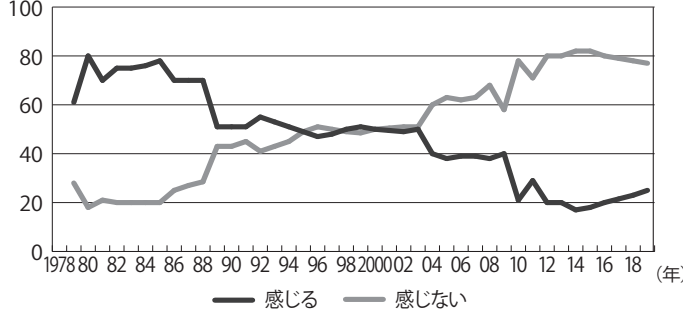


図2 日中両国民の相手国への印象



◆中国への親近感は長期にわたって落ちている。



GDP が逆に日本の4倍に達した。23年3月に開催された中国の全国人民代表大会で経済成長率目標が5%と定められ、日本をはじめ各国では低めの設定との論評が見られた。確かに毎年二桁の成長率を誇った過去の実績と比較すると数字は低いように見える。しかし母数となるGDP総額が日本の4倍とすればその5%とは日本のGDPの20%、約100兆円にあたり、ちょうどトルコと同等である。韓国、台湾、タイと比較すると、それぞれ54%、129%、169%に相当する。一時ほどではないといえ

日中の相手国への印象、訪問者数

中国の経済規模は侮れない。言論NPOが毎年実施する日中双方の相手国に対する好感度の世論調査の結果では、日本国内では中国に否定的な見方をする国民の割合は近年一貫して9割程度となっている。また、コロナ禍以前の日本人アウトバウンドの旅行者数も300万人に届かない水準となっている。10年の中国漁船が日本の海上保安庁巡視船に体当

たりをする事件がきっかけとなり、尖閣をめぐる日中関係が悪化して以来、日本人の対中感情は大きく悪化し、中国国内の物価高もあって日本人訪中客はほとんど伸びていない。他方、中国の訪日客は14年から19年まで大きく増加しており、19年には969万人を記録した。この間、中国では対日好感度は4割程度まで大きく改善した。さらにITの利用が社会の各層で実装され、キャッシュレス化が進んだほかスマートフォンで多くのことが実行可能となり、社会の様相が大きく変化した(図1、2)。

大使在任中の思い出

私が北京に着任した16年5月当時「地球儀を俯瞰する外交」を進めていた安倍晋三政権では中国との関係改善の方向を探っていた。12年の尖閣をめぐる問題により、大きく悪化した日中関係は経済交流はそれなりに進んでいたものの、首脳間の往来も途絶えたままであった。それから北京を離れた20年11月までの間に、両国の多くの方々のご努力により日中関係は一定程度の改善を見たが、ここできつつか在任中の思い出を話しておきたい。

信任状捧呈

着任した大使はまず任国の国家元首に対し信任状を捧呈する。私の場合、中国側の配慮があつてか、北京到着の2日後にこれを行うことができた。以前、北京に在勤した際、谷野作太郎大使の政務公使として、また丹羽宇一郎大使の次席公使として信任状捧呈に立ち会った経験があつた。いずれも個別に国家主席に対し信任状捧呈を行った後20分程度懇談する機会があつた。

習近平主席になつてからやり方が

変わり、10人以上の各国新任大使が、それぞれの同席者とともに人民大会堂に集められ、グループごとに次々と信任状捧呈する方式になっていた。私のときには、私を含め12人の大使が信任状捧呈したが、私は最後の順番だった。次席大使、政務大使、経済大使、防衛駐在官とともに入室し、天皇陛下からの信任状を捧呈した後、短時間の習主席との懇談が許される。多くの場合、通訳を介してせいぜい2〜3分程度の懇談と聞いていたが、私の場合かねてよりこの場を重視して準備を行っていたので、通訳を介せず中国語で10分以上懇談をすることができた。後で中国側の同席者からも良い懇談であったとの評価をいただいた。

日中関係改善への3ステップ

日中間で関係が悪化し、改善の糸口が見つかからない場合に、いくつか利用できる手段がある。まず1つ目は「周年記念」であり、2つ目は「マルチの外交の場」である。日本と中国の間では1972年の国交正常化および78年の日中平和友好条約締結という外交上の記念すべき出来事があるため、5年の間に連続する2年は常に「周年記念」に当たる年となる。2つ目の

「マルチの外交の場」とは、日本と中国が共に参加するG20、APEC、ASEAN関係会合、日中韓三国首脳会談等でありいずれも両国首脳が共に出席する外交行事である。特に日中韓首脳会談はいずれかの国が主催国となるため、実際に首脳が訪問し顔を交わせる重要な機会となる。

以上の要素を勘案して、2017年の国交正常化45周年と18年の平和友好条約締結40周年の2カ年を二国間関係強化の期間とし、それを契機にまず①日本側で日中韓首脳会談を主催し中国総理の訪日を実現した上で、②日本の総理が中国を訪問し、最後に③中国主席が日本を訪問するという「3ステップアプローチ」が構想された。17年6月に日経新聞主催セミナー「アジアの未来」開幕式に安倍元総理が自ら出席され、この構想が初めて明らかにされた。

「二帯一路」への日本の協力のありよう

右に先立つ17年5月、中国は初めて「二帯一路国際フォーラム」を主催したが、そこに我が国より二階俊博自民党幹事長（当時）

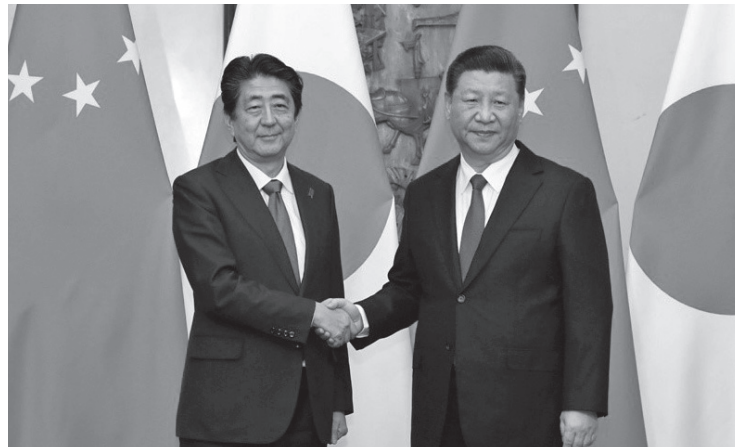


日中韓首脳会談時の日中首脳会談（2018年5月、筆者提供）

が出席をされた。中国が提唱する「二帯一路」に対しては、どう対応するかにつき、我が国国内においても警戒感が強く、慎重な対応が求められた。検討の結果、我が国の対応方針とは以下のようなものとなった。

①「二帯一路」イニシアティブは、経済発展にとつて基礎インフラの整備が必要という意味では基本的に歓迎しうる。

②その上で、個別のプロジェクトの「開放性」「透明性」「経済性」「債務償還可能性」という4条件を満たすと



安倍総理訪中（2018年10月、筆者提供）

判断される場合に我が国として協力を検討しうる。

前述の4条件については、その後中国側も賛同することになった。もともと協力が難しいと思われていた「二帯一路」イニシアティブに対し、日本側から、国際スタンダードに照らしても意味のある協力のための条件を提示し、これを中国側が受け入れることにより、日中間の協力が可能となるとともに、中国側にとつても国際舞台において活動する機会が広がる可能性をもたらすという結果となった。プ

ロジエクトの協力4条件についてはかねてより JICA 北岡伸一理事長(当時)からも中国側の要路として説明されていたものであり、日本側として、One Voice で中国側に働きかけた成果が現れたとも評価し得る。

李克強総理訪日、安倍総理訪中、習主席大阪G20参加、日中韓首脳会談(成都)

その後、以下のように一連の首脳交流が実現した。

18年5月、日本主催の3カ国首脳会談出席のため李総理訪日(中国総理としては8年ぶり)、同10月安倍総理が訪中した(単独では7年ぶり)。19年6月大阪G20首脳会談参加のため習主席が訪日した(主席としては初の訪日)。同年12月3カ国首脳会談(成都)出席のため安部総理が訪中した(成都訪問に先立ち、北京にて習主席と会談)。

20年春に予定されていた、「3ステップアプローチ」の最終段階である習主席の訪日はコロナ禍のため延期となった。当時北京にいた者としてはかえすがえすも残念なことであった。その後世界がコロナ禍に見舞われ、23年春になるまで正常な国際交流は実

施困難な状況が続いた。

その後の国際社会

私が北京を離れてからの2年半余りの間、コロナ禍の世界的蔓延はますます、米中関係の緊張、ロシアのウクライナ侵攻など、現在も継続する重大な出来事が次々に発生し、各国の外交の舵取りを難しくしている。

コロナ一つをとっても、これほど短期間に変異株が続々と出現し、感染の様相がその都度大きく変わることは想像がでなかつた。このように世界中で様々な出来事が次々と発生し相互に影響を及ぼしながら、たえず様相が目まぐるしく



G20 大阪会談時のサイドイベント (2019年6月、筆者提供)

変化している。その中で今や中国は世界中の多くの出来事に大きな影響力を持つ超大国となり、その一挙手一投足が世界の耳目を集めている。

中国に対する日本の立ち位置

23年はG7で日本が議長を務める重要な年であるが、本稿を終えるにあたり、他の欧米諸国との比較で、日本の中国に対する立ち位置で重要だと思えることを確認しておきたい。



「中国緑公司年次総会(海南省)」において、アリババ創業者ジャック・マー氏と(2020年9月、筆者提供)

欧州も北米も東アジアからは遠く離れた地域であり、G7諸国の中で中国の近隣国は日本だけである。交流の歴史が長い上に文化的にも共通点が多く、他の国に比べて中国に対する理解力は日本に一日の長がある。他方で、近隣であるが故に、安全保障面での直接的な影響は非常に大きい。武力衝突の抑止回避に最大限の努力が必要であると同時にそれにつながることは絶対に不可である。

岸田文雄総理が強調されているとおり、隣国である両国間に問題点や対立があることは当然であり、首脳レベルを含め両国のあらゆる層での意思疎通を絶やさないことが重要である。

中国に国際ルール遵守を懲罰することは日本の重要な役割である。その意味からも、例えば中国がCPTPP加入に関心を持っていることに対してはこれを歓迎し、たとえ時間がかかったとしても加入交渉を進めるべきである。

最後に少し文脈は異なるが、明確な理由が提示されないまま中国で日本人が拘束される事例が起こっている。法治国家を標榜する以上、これは許されない。また両国の様々な分野での交流促進に大きな障害とならう。早期の解決を求めたい。

習

近平政権3期目がスタートした。新たな指導体制の下でのような経済運営がなされるのか、中国ビジネスに携わる者としては今後の中国の経済政策に対する関心は従来にも増して高い。今回のスベシナルレポートでは、「国進民退」、「共同富裕」、「以工代賑」、「双创（大衆創業、万衆創新）」、「双循環」の5つのキーワードから中国経済の現状を紐解くとともに、今後の中国経済の行方を占ってみたい。

「国進民退」から見える社会主義市場経済

高見澤学

TAKAMISAWA Manabu

一般財団法人日中経済協会理事 調査部長

はじめに

改革開放以来、中国は市場経済化とともに企業の所有形態の多様化を進め、外資企業の誘致や民営企業の育成に努めてきた。市場原理に基づく中国の経済運営は、中国企業の国際競争力の強化と技術力の向上を実現し、中国を世界第2位の経済大国へと導いた。国有企業による硬直化した企業運営と市場の寡占化が弱まる一方、民営企業による情報通信技術（ICT）やデジタルテクノロジーを駆使したビジネスモデルが立ち上がり、その勢いは大手国有企業をしのぐほどに成長してきた。これが、いわゆる「国退民進（経済全体に占める国有経済のシェアが後退し民営経済のシェアが伸びている状態）」と呼ばれる

現象である。

しかし、ここ数年の中国政府の動きを見ていると、国有経済を強化する一方、民営経済を抑える「国進民退（経済全体に占める国有経済のシェアが上昇し民営経済のシェアが低下する状態）」に向けた政策・措置が目立つようになってきている。そこには、海外進出等を通じて肥大化する民営企業に対する共産党の支配力低下への懸念が感じられることのほか、中国を経済大国へと導いた共産党政権の経済政策に対する自信を見失っていることができる。

本稿では、「国進民退」をキーワードとして中国の経済政策の現状分析を行うとともに、日本経済界が一貫して中国に対し求めてきている中国経済の市場化について論じてみたい。

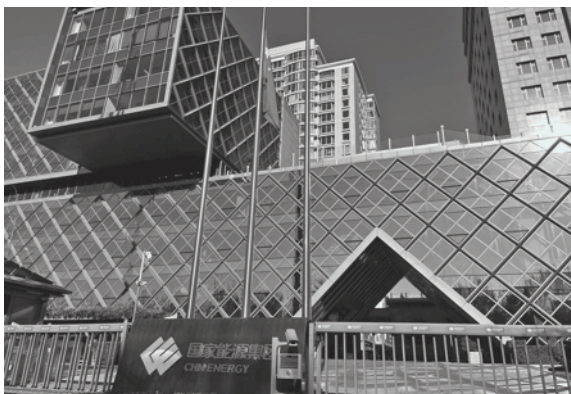
1. 社会主義市場経済の現在地

改革開放以降、社会主義体制下での中国の経済発展を支え、正当化してきたのが「社会主義市場経済」の考え方である。

1992年10月の中国共産党第14回全国代表大会（14回党大会）報告で、江沢民総書記（当時）は社会主義市場経済体制が当時の中国の発展段階に則した形態^{注1}として、その確立について以下の通り述べている。

① 社会主義マクロコントロールの下、資源配分において市場に基礎的な役割を果たさせ、経済活動を価値基準の要求に従わせ、タイムリーに需給関係の変化に対応させる。

② 価格レバレッジや競争メカニズムに



2017年に国電集団と神華集団の合併により誕生した国家能源集団（22年北京、日中経済協会撮影）

より資源配分を効果的に実施し、企業に対してプレッシャーと原動力を与えることで、企業の生き残りを図る。

③ 各種経済的シグナルに対する市場の敏感な反応を活用し、生産と需要のタイムリーな調整を促す。

また江総書記は、社会主義市場経済における所有制構造についても以下の通りの指摘をしている。

① 公有制経済を主体として個人経済・私営経済・外資経済が補完する多種多様な所有制の経済セクターにより長期的な共同発展を実現し、異なる所有制の経済セクターが多様な形式による共同経営を行うことができる。

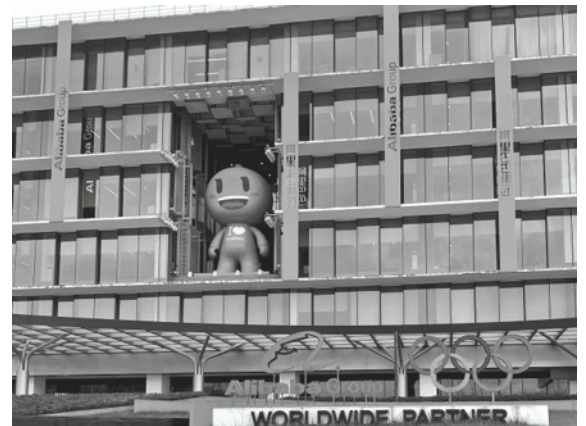
② 配分制度の上では、労働に基づく

配分を基本としつつ、その他の配分方式を補完させることで、効率と公平さを両立させる。

③マクロコントロールの上では、社会主義国家は当面の利益と長期的利益、部分的利益と全体利益を結合させることができるなど、計画経済と市場経済の双方の利点を活かすことが可能である。

これによると、社会主義市場経済は、基本的には市場が基本的な役割を果たすものの、支配的立場にあるのは国有経済であり、外資企業を含む民営経済は補充的立場ではない、という解釈になる。市場が基本的な役割を果たすというのであれば、本来なら国有経済と民営経済のどちらが支配的立場になろうと関係はないのだが、そこを国有経済と位置付けるところに社会主義市場経済の特殊性がある。こうした理屈から考えれば、習政権が進めている「国進民退」の流れは、決して矛盾する政策とは言えない。

2021年3月の第13期全国人民代表大会大会（全人代）第4回会議で採択された「第14次五カ年計画および2035年までの長期目標（14・五計画）」（対象期間：21～25年間）では、「改革の全面的深化とハイレベルな社会主義市場経済体制の構築」（第八編）



2021年にSAMRがアリババに独禁法違反で罰金を科した（アリババ本社 18年杭州 日中経済協会撮影）

において、「いささかも揺るぐことなく公有制経済をうち固めて発展させ、いささかも揺るぐことなく非公有制経済の発展を奨励・支援・指導し、より創造力・競争力のある活気に満ちた市場主体を育成する」ことで、各種市場主体の活力を誘発させるとしている（第十九章）。

国有企業に対しては、国家安全や国民経済の命脈を握る重要な業種、公共サービス・緊急対応能力建設・公益性等の国家経済・民生に直結する重要な業種、将来性のある新興産業などに集中させることで差別化を図り、共産党の指導強化とコーポレートガバナンス整備を一体化して、党による支配をさらに強めようとしている。

これに対して民営企業に対しては、基礎研究と科学技術イノベーションの展開、カギとなる重要技術の研究開発と国家重点科学技術プロジェクトの難関攻略などへの参画を支援するとして、中国の経済成長を支えてきた民営企業の技術革新・イノベーション能力への期待をこれまで以上に寄せている。そして、民営企業が公平かつ公正に市場に参入できるように制度的な障壁を緩和し、特に中小・零細企業や個人経営者の発展の支援に力を入れるとしている。このように国有経済と民営経済の立ち位置を明確にし棲み分けを図ることで、双方の発展を両立させる巧みな戦略とみていい。

2. 「二つの揺るぐべしなべし」

23年3月の第14期全国人民代表大会では、李克強國務院総理が総理として最後の「政府活動報告」を行った。その報告は、総じて言えば22年とその直近5年間の実績に対する分析と評価が大部分を占め、23年の活動については簡潔に短くまとめられている。23年の政府活動に関しては、経済・社会発展の諸分野・各方面の活動の一つとして「二つの揺るぐことなく」を着実に実施するとしており、これに注目してみたい。ここで言う「二つ」とは、

「14・五計画」で示した公有制経済と非公有制経済を指している。

22年10月に開催された中国共産党第20回全国代表大会における習近平総書記による報告（党大会報告）では、その性質上、経済に直接言及する部分は少なかったが、新たな発展形態の構築として、社会主義市場経済の改革とハイレベルの対外開放を堅持し、国内大循環を主体とした国内・国際双循環の相互促進の必要性を強調している。また、「14・五計画」と同様に「いささかも揺るぐこと」のない公有制経済と非公有制経済に対する取り組みを再度強化するとともに、市場による資源配分の決定的な役割とさらなる政府の役割の發揮の必要性に言及している。

「政府活動報告」によると、国有経済については、「国有資本・国有企業改革を深化させ、国有企業のコアコンピタンスを強化」し、「国有企業の経済的責任と社会的責任の関係を適切に処理」して、「中国の特色ある国有企業現代コーポレートガバナンスを整備する」としている。一方、民営経済については、「民営企業の財産権と企業家の権利・利益を法に基づいて守り、民営経済と民営企業の成長を奨励・サポートし、中小・零細企業と自営

表 1 国有企業の合併事例

年月	企業名	本拠地	主力事業	吸収・合併企業
2015年6月	国家電力投資集团有限公司	北京	エネルギー	中国電力投資集团公司と国家核電技術有限公司が合併
2015年8月	中国中車集团有限公司	北京	設備製造	中国南車股份有限公司と中国北車股份有限公司が合併
2015年12月	中国五鉱集团有限公司	北京	非鉄金属	中国五鉱集团有限公司が中国冶金科工集团有限公司を吸収合併
2015年12月	中国遠洋海運集团有限公司	上海	物流	中国遠洋運輸(集団)総会社と中国海運(集団)総会社が合併
2016年7月	中国旅游集团有限公司	香港	旅行	中国港中旅集团公司と中国国旅集团有限公司が合併
2016年7月	中粮集团有限公司	北京	貿易	中粮集团有限公司が中国中紡集団有限公司を吸収合併
2016年8月	中国建材集团有限公司	北京	建材	中国建築材料集团有限公司が中国中材集団有限公司を吸収合併
2016年11月	中国儲備糧管理総会社	北京	食糧販売	中国儲備糧管理総会社が中国儲備棉管理総会社を吸収合併
2016年12月	中国宝武鋼鉄集团有限公司	上海	製鉄	宝鋼集团有限公司と武漢鋼鉄(集団)会社が合併
2017年8月	中国保利集团有限公司	北京	貿易	中国保利集团有限公司が中国轻工集团公司と中国工芸(集団)会社を吸収合併
2017年11月	国家能源投資集団有限責任会社	北京	エネルギー	中国国電集团公司と神華集団有限責任会社が合併
2018年1月	中国核工業集团有限公司	北京	エネルギー	中国核工業集团有限公司が中国核工業建設集団有限公司を吸収合併
2019年7月	中国保利集团有限公司	北京	貿易	中国保利集团有限公司が中国中絲集団有限公司を吸収合併
2019年10月	中国船舶集团有限公司	上海	投資管理	中国船舶工業集団有限公司と中国船舶重工集団有限公司が合併
2021年5月	中国中化控股有限責任会社	河北	化学	中国中化集団有限公司と中国化工集団有限公司が合併
2021年6月	中国電子科技集团有限公司	北京	電子機器	中国電子科技集团有限公司が中国普天信息产业集団有限公司を吸収合併
2021年12月	中国物流集团有限公司	北京	物流	中国鐵路物資集団有限公司と中国誠通控股集団有限公司の物流部門が合併
2022年12月	中国宝武鋼鉄集团有限公司	上海	製鉄	中国宝武鋼鉄集团有限公司が中国中鋼集団有限公司を吸収合併

(出所) 国有資産監督管理委員会サイト (<http://www.sasac.gov.cn/n2588030/n2588924/index.html>)、関連企業サイト、各種報道等より作成

表 2 中国当局による民営企業に対する主な制裁措置

年月	民営企業への制裁措置
2019年8月	前海微衆銀行が多数のコンプライアンス違反により 200 万円の罰金と 29 万 1000 元の不当利益没収の行政処分を受ける
2020年1月	中国人民銀行杭州支店が網商銀行に銀行間決済と中央銀行預け金管理に規定違反があったとして 159 万 1800 元の罰金を科す
2020年1月	中国銀行保険監督管理委員会浙江分局が網商銀行に多数のコンプライアンス違反があったとして 95 万円の罰金を科す
2020年11月	アント・グループ(蚂蚁集団)の上海・香港証券取引所での IPO の上場延期
2021年4月	国家市場監督管理総局(SAMR)がアリババ(阿里巴巴)に対して独占禁止法違反で 182 億 2800 万円の罰金を科す
2021年7月	SAMR はテンセント(騰訊)に対し独占禁止法違反で是正措置と 50 万円の罰金を科す
2021年10月	SAMR が美团に対しインターネット上での音楽配信に係る独占禁止法違反で 34 億 4000 万円の罰金を科す
2022年1月	金融管理当局が網商銀行にコンプライアンス違反として 2236 万 5000 元の罰金を科す
2022年7月	中国国家インターネット情報弁公室が DiDi(滴滴出行)に対してデータ安全法や個人情報法違反で 80 億 2600 億円の罰金を科す

(注) 前海微衆銀行はテンセントが 30% の株を所有する民営銀行。網商銀行はアント・グループが出資する民営銀行。アント・グループはアリババを筆頭株主とする民営の金融関連会社。美团はテンセントを筆頭株主とする民営の生活関連サービス会社。

(出所) 各種報道より筆者作成

業者の発展を後押しし、「各種所有制企業が公正かつ自由に競争できるような環境を整え」、「市場の期待と自信を向上させる」としている。これは、まさに「14・五計画」および党大会報告を受けた形で提案された具体的措置として捉えることができる。社会主義市場経済の構築に必要なもう一つの要素として、ハイレベルな対外開放すなわち外資企業の役割を挙げることはできる。「政府活動報告」では、外資企業に対して「市場参入規制を緩和し、現代サービスをいっそう開放する」として、外資企業の内国民待遇を徹底させ、「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP)」等の高い水準の経済連携協定への参加交渉の積極的な展開、制度型開放の着実な拡大に臨む」として前向きな姿勢を示している。外資企業に対する着実な支援と外資重点プロジェクトの実施を通じて、中

国における外資企業の成長に資する多くの機会の提供を強化するようだ。外資企業は民営経済の一部として、中国国内の民営企業とは異なる重要な役割が期待されている。

3. 「国進民退」は進んでいるのか

習政権による国有経済と民営経済の位置付けや役割が明確にされる中で、「国進民退」が進んでいると言われる大きな要因の一つが、相次ぐ大手国有企業同士の合併である。

08年8月施行(22年8月改正法施行)の「独占禁止法」では、合併や株式買収等の事業者集中を独占禁止の規制対象としており、規制当局(現在は国家独占禁止局)に対して事業者集中申告を行わなければならないと規定している(改正法第26条)。

大手国有企業の合併事例は、当然のことながら事業者集中の対象となるわけだが、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の手先矢野雄介氏によると、産業政策の観点から基幹産業における中国企業同士の事業者集中に対する審査は通常の事案に比べ厳しくないという^{注)}。第一期習政権が軌道に乗り出した15年以降の主な国有企業の合併事例を表1に示した。これら

はいずれも基幹産業に属する合併事案であり、規模的・質的に国際市場での国有企業の競争力を強化する狙いがある。

「国進民退」が進んでいると言われるもう一つの大きな要因は、大手民営企業に対する締め付け強化の動きである。国有企業の事業集中に対する審査が厳しくないとされる一方で、民営企業の事業集中には相対的に厳しい取り締まりがなされている。民営企業に対する制裁措置は独占禁止法のほか、金融監督やデータ安全・情報セキュリティの分野まで及んでいる(表2)。

22年11月に債務不履行(デフォルト)に陥った不動産大手・恒大集団の経営危機が始まる不動産業界の苦境の連鎖は、中国当局(中国人民銀行)による不動産市況のバブル抑制を狙いとした金融規制強化が原因ともみられている。

本稿では詳細に触れないが、「共同富裕」に名を借りた資金の社会還元政策もまた、「国進民退」の流れを裏付ける動きとして捉えることができる。

4. 日中経済に対する影響

中国で進む「国進民退」の流れが、今後の日中間の経済協力・産業協力がどのような影響を与える可能性が

あるのだろうか。

これまでの中国の高度経済成長には、改革開放政策下で行われた外資企業による投資・技術移転や民営企業の活力による技術革新・イノベーションが大きな原動力としての役割を果たしてきたことは言うまでもない。日本企業も中国の経済発展に多くの貢献をしてきた。その間、01年に中国が世界貿易機関(WTO)に正式加盟し、外資導入に関する規制緩和やビジネス環境改善が進み、中国市場で競争力優位の市場経済が成り立ってきたことは歓迎すべきである。

その一方で、中国独自の考え方や特有のルールに基づく外資参入への規制や障壁が残っていることも事実である。日中経済協会では、毎年賛助会員企業を中心にアンケート調査を行い、日本企業が中国ビジネスにおいて抱えている問題や課題を取りまとめ、日本経済界の要望としてビジネス環境改善に関する提言書を中国関係当局に提出している^{注1)}。

「国進民退」に関連して、中国特有のルールの中で日本企業が特に違和感を覚えることの一つとして、企業内に共産党組織の設置を義務付けていることがある。国が支配権を有する国有企業であれば、国家戦略という観点

から国の経済政策に基づいて企業の事業方針に指導権を発揮していくとの理屈は分からないでもない。しかし、これが外資企業を含む民営企業となると話は違ってくる。

もちろん、国の産業政策を考慮した事業活動は重要だが、企業活動の基本は市場動向によつて決まるというのが国際スタンダードの考え方だ。経済が未成熟な段階では、政府主導による産業政策により企業活動が縛られることはあるが、世界第2位の経済大国である中国においては、計画経済時代の遺構をいまさら持ち出す必要があるのだろうか。

米中対立を契機に世界の二分化(デカップリング)が懸念される中において、国家指導による「国進民退」の流れにいったんは引き戻すことで、中国包囲網の形成に対抗しようとする中国の狙いもあるのだろうか。

おわりに

国有企業の大規模合併による企業競争力の強化と市場の寡占化や民営企業に対する様々な締め付けを見ている限りでは、中国での「国進民退」の流れは事実に近いものと思える。一方、これまで中国の経済発展の原動力となつてきたのは、経済のデジタル化・

スマート化を積極的に進めてきた大手プラットフォームをはじめとする中国の民営企業であり、改革開放政策を積極的に活用して中国ビジネスを展開してきた外資企業である。

民営企業が海外進出を果たし大きく成長することで、企業に対する中国政府の目が行き届かなくなる可能性は十分に考えられる。経済が政治を離れ独り歩きすることで、国の安全保障や安定した国家運営に支障が出る可能性を懸念する気持ちも理解できる。しかし、政府が民営企業に対する締め付けを強化すればするほど企業側の意欲が失われ、企業活動が萎縮してしまう可能性もある。

国家安全保障と経済の市場化をどうバランスさせていくのか、国家指導者にとって悩みは尽きない。



注1・・・「江沢民在中国共产党第十四次全国代表大会上的报告」中華人民共和国中央人民政府サイト
(http://www.gov.cn/test/2008-07/04/content_1035850_2.htm)

注2・・・射手矢好雄『中国ビジネス法大全』時事通信社 22年10月 P294

注3・・・提言書は日中経済協会サイト(<https://www.jc-web.or.jp/publics/index/262/>)にて公開している。

習近平総書記は、2021年7月の中国共産党創立100周年祝賀記念式典で、ややゆとりのある社会を意味する「小康社会」の達成を宣言した。次の目標は、国民皆が豊かさを実感できる社会を意味する「共同富裕」の実現である。同総書記は、22年10月の第20回中国共産党大会と23年3月の全国人民代表大会（全人代）を経て、「一強体制」を確かなものにした。中国は共同富裕に向け前進しているのであるか。

「共同富裕」からみる格差問題

三浦有史 MURAYASHI 株式会社日本総合研究所 上席主任研究員

共同富裕とは

共同富裕は、習近平政権ひいては共産党の存在理由を証明する重要な政策目標である。習近平総書記は、2021年8月の党中央財經委員会共同富裕の全体像を示している。

そのエッセンスとして第1に指摘できるのは、共同富裕の目的、つまり、達成すべき目標が中間層を厚くし、オリープ型の所得分布構造をつくる、とされていることである。オリープ型とは、所得階層別の人口規模を低中、高と縦に置いた際にイメージされる形を指す。現在の中国は中間層が薄く、低および高所得層が厚いダブル型である。

第2に、共同富裕によつて期待される経済効果として、基本的かつ包

括的な生活保障によつて消費性向が上昇し、消費主導経済への移行が進む、そして、人的資本の強化によつて全要素生産性(TFP)が上昇し、

経済発展の質が向上する、という2つが挙げられていることである。また、先進国における中間層の崩壊が政治的・二極化とポピュリズムをもたらしたとして、共同富裕によつて社会の調和と安定を図るとしている。

共同富裕は、中国の経済政策が効率的に働いて、効率性と公平性のバランスを重視する方向に舵を切ったことを示す。「第14次五カ年計画」(21~25年)では、「国民の幸福感と安心感を絶えず高めるため、最善を尽くし、努力する」とした。共同富裕はそれを具体化するためのものであり、急速な経済発展のもとで後

回しにされてきた公平性の問題に取り組むことで、経済発展の持続性と社会の安定性、さらには、共産党に対する信頼を高めようとする試みといえる。

第3に、共同富裕は平等主義ではない、とされていることである。共同富裕は全ての人々の繁栄を目指すのではなく、画一的な平等主義(中国語「齊劃一的平均主義」)ではない、としている。全ての人、全ての地域を同時に裕福にすることは不可能であり、富の程度に違いがあるのは避けられない、と認めている。また、共同富裕はあくまで勤労の結果であり、怠惰な人々を育てる「福祉の罠」に陥ることはしない、ともしている。

共同富裕は近年顕在化している社会現象である、「内巻」(中国語「内

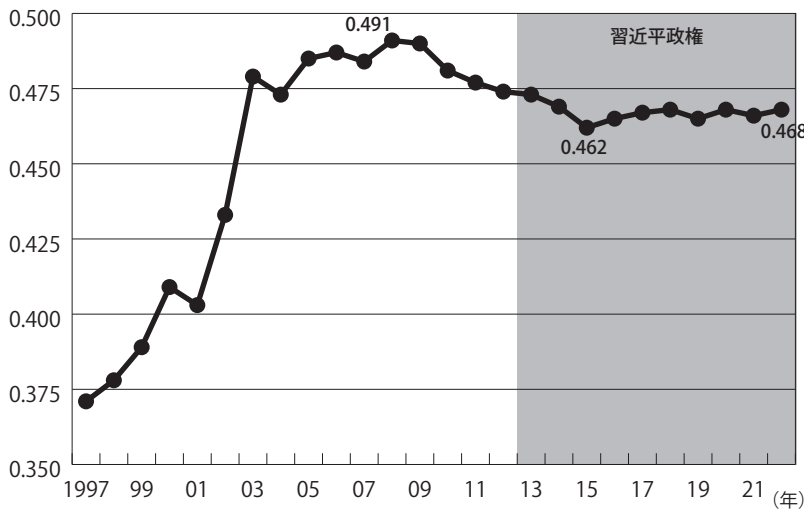
卷)や「横たわり」(中国語「躺平」)を防ぐという目的も備えている。「内巻」とは、誰もが競争を勝ち抜く努力をしているため、努力の価値が下がり、皆が疲弊していることを、そして、「横たわり」とは物欲が乏しく、競争、勤労、結婚、出産に消極的になることを指す。

共産党は、こうした厭世的な心緒が社会に浸透することを警戒している。共同富裕が物質的な側面だけでなく精神的・文化的な側面も含むとされるのは、「内巻」や「横たわり」が中国の経済成長、ひいては、党に対する信頼を揺るがす、と考えられているからである。

世界的にみても大きい格差

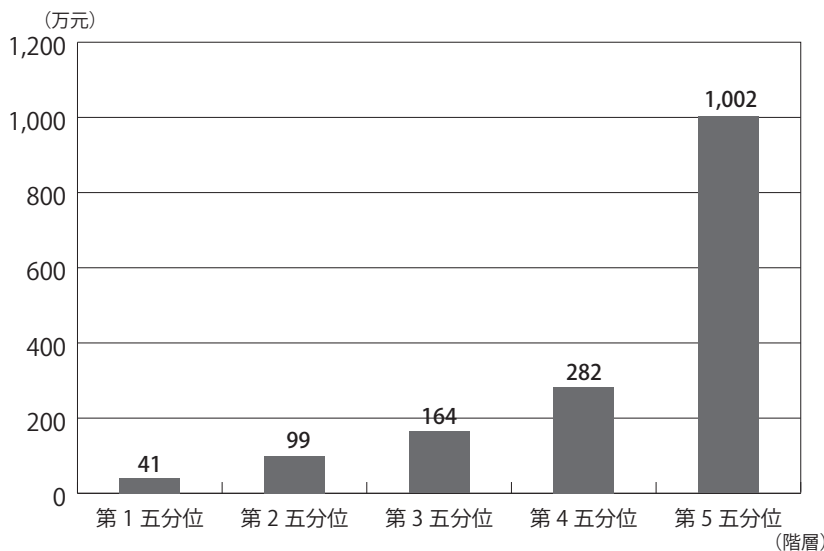
中国の格差ほどの程度なのか。所得格差の度合いを示す指標として最もよく用いられるのがジニ係数である。同係数は0~1の間をとり、数値が大きいほど格差が大きいことを意味する。中国のジニ係数は、ピークの08年の0.491からやや低下したものの、22年でも0.468と依然として高い(図表1)。世界を見渡すと、ジニ係数は中南米諸国が最も高く、10年代後半の中央値は0.44~0.46である。これに対し、

図表1 中国のジニ係数



(出所) 国家統計局資料より日本総合研究所作成

図表2 資産階層別に見た世帯当たりの資産 (2019年)



(出所) 現地報道資料より筆者作成

図表1でみたように、習近平政権下で格差が急速に拡大した事実はない。にもかかわらず、習近平政権はなぜ共同富裕を掲げ、格差是正を図ろうとしているのか。それは、国民の格差に対する許容度が低下したからにはほかならない。実際、中国にお

前者は、就労を始めた子供の所得が親の所得を上回ること、後者は学歴の獲得や出稼ぎによって所得が大幅に上昇することで、国民に明るい将来を予感させた。自助努力によって所得階層の上方移動が可能と考えられている社会は格差に寛容であり、格差はむしろ活力の源泉になることから、政府は積極的に格差是正に乗り出す必要がなかったのである。

国連は、ジニ係数が0.4を超えると社会が不安定化する可能性が高まるため、是正策が必要になると説く。このことは中国でも折に触れ紹介されてきたが、抜本的な是正策が打ち出されることはなかった。背景には、中国が高成長を遂げるのに伴い可処分所得が上昇する一方、多くの人が就学年数の延長や農村から都市への移動によって所得を引き上げる機会に恵まれていたことがある。

なぜ共同富裕なのか

アジア諸国は近年上昇がみられるとはいえ、0.35〜0.37である。中国はアジアのなかではもちろん、世界的にみても所得格差が大きい国といえる。

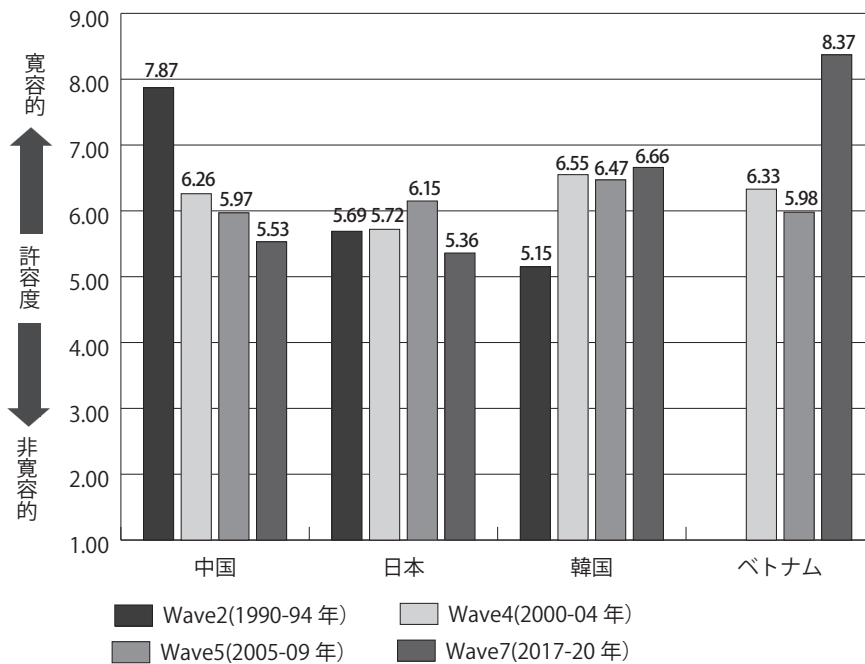
格差には所得だけでなく、資産格差もある。資産格差は所得格差より深刻である。中国人民銀行が19年に実施した「人民銀行家計資産調査」によれば、下位2割の第1五分位の世帯当たり平均資産が41万元である

のに対し、上位2割の第5五分位は1002万元である。両者の間には24倍の格差があり、第5五分位は家計資産全体の63.1%を占める(図表2)。日本では、第5五分位が保有する資産は第1五分位の10倍(18年)とされており、中国の資産格差がいかに大きいか分かる。

資産格差が大きい最大の理由は住宅である。家計の保有する資産の7割が住宅であることから、資産格差

は保有する住宅の価値、より端的に言えば保有する住宅の数によって決まる。中国の持ち家比率は96%と、先進国のなかでも高いとされる日本の61.2%(18年)を大きく上回り、富裕層は複数の住宅を保有している。西南財経大学が19年に発表した家計調査によれば、住宅購入予定者の65.8%が既に住宅を保有しており、うち18.1%は2軒以上を保有している。

図表3 所得格差に対する許容量（中央値）



(注) Waveは何次調査を示す。カッコ内は調査時期。
(出所) WVSより筆者作成

ける格差に対する許容量は低下し続けている。これを明らかにしているのが世界価値観調査 (World Value Survey: WVS) である。

WVSは、「所得はより平等であるべきだ」(スコア1)と「所得は個人の努力に対するインセンティブであるべきだ」(スコア10)という所得格差に対する正反対の見方を示し、回

答者がどこに該当するかを選ばせることで、所得格差に対する許容量を測っている。

アジア4カ国(中国、日本、韓国、ベトナム)を比較すると、中国だけが過去20年間一貫して所得格差に対する許容量が低下しており、10年代後半は日本とほとんど変わらない水準にあることがわかる(図表3)。こ

れは、中国が競争による優勝劣敗を受け容れるにくい社会に変容したことを示す。この社会では経済成長により共産党に対する信頼を高めるという従来の統治メカニズムは機能しなくなる。共同富裕は、このことを予見した習政権によって生み出された、新たな統治メカニズムを起動させるためのスローガンと位置付けることができる。

共同富裕は棚上げ

共同富裕を実現する政策として脚光を浴びたのが不動産税である。同税は、日本の固定資産税に相当するもので、不動産投機の抑制と資産格差の是正に寄与すると期待された。習政権は、繰り返し「房子是用来住的、不是用来炒的」(住宅は住むためのものであり、投機の対象ではない)としてきたため、不動産税導入に対する期待が高まった。21年10月、全人代常務委員会は、不動産税を一部都市に導入することを決めた。

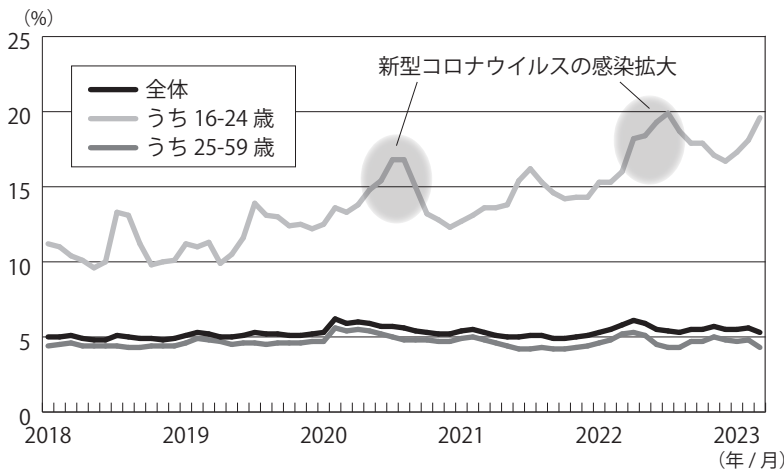
しかし、その5カ月後の22年3月、財政部は住宅価格が低迷するなかで不動産税を導入すると市場に与える影響が大きいとして、22年中の導入を見送るとした。住宅価格は、同年末のゼロコロナ政策転換によって上昇

に転じたものの、市場の先行き不透明感は晴れないことから、23年も同税導入の議論が盛り上がることはなさそうだ。人口減少による住宅需要の減退を踏まえれば、不動産税を巡る議論はなかつたことにされる可能性もある。第20回党大会およびその後に関催された全人代でも「不動産税」が取り上げられることはなかつた。

中国の不動産業は、建設などの関連産業を含めるとGDPの3割を占める。不動産税の導入によって住宅価格の低下が長引けば、その影響は広範囲におよび、中国経済の足枷となる。地方政府は歳入の4割を土地使用権の売却収入に依存しており、財政破綻に陥る都市が出現することとなろう。銀行は不動産開発企業向けと住宅ローンを組む個人向け融資を増やすことで不動産依存を深めたため、金融セクターの安定性が揺らぐリスクもある。さらに、家計が保有する資産の7割が住宅であるため、個人消費にも強い下押し圧力がかかる。習近平政権は、回復し始めた経済が不動産税導入によって再び落ち込むような事態は回避しなければならぬ。

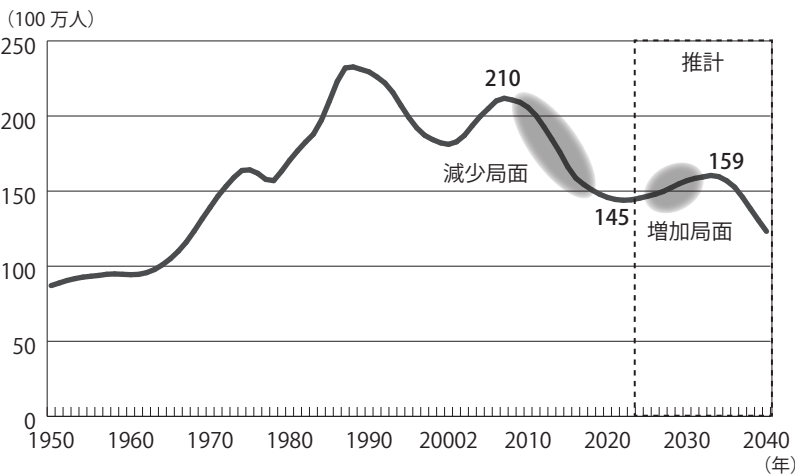
しかし、このことは不動産税の導

図表4 中国の調査失業率（月次ベース）



(注) 調査失業率は、国家統計局が登録ベースで求めていた失業率の精度を高めるため、2017年から訪問調査を通じて求める失業率。
(出所) OECD 資料より日本総合研究所作成

図表5 中国の16～24歳人口の長期推計



(注) 中位推計。
(出所) UN, World Population Prospects 2022 より日本総合研究所作成

入により住宅価格を引き下げ、共同富裕に近づくというシナリオが実現しそうにないことを示す。同政権は、共同富裕の実現に向け、個人所得税や資本所得税などの税制改革、社会保障制度改革にも取り組むとしたが、これらが動き出す可能性も低い。共同富裕が棚上げされた経緯を改めて振り返ると、富裕層が不動産投機によって資産を増やすことが中国経済を支える要因のひとつであり、それ

を覆すのは習近平政権といえども容易ではないことが浮き彫りになる。
試練 習近平政権を待ち受ける
中国経済はゼロコロナ政策のもとで呻吟し、厳格な行動規制に対する国民の不満も高まった。習政権が経済成長を優先することで、政権の求心力を高めようとしているのは明らかだ。しかし、国際通貨基金（IMF）

によれば、中国の実質経済成長率は23年こそ前年の反動で5・2%に上昇するものの、その後徐々に低下し、24～28年の平均成長率は3・3%になると見込まれる。中国は同成長率が9・7%であった00年代、5・8%であった10年代に回帰することはないため、経済成長により党に対する信認を維持することは難しくなる。低成長下で格差の是正が進まな

れば、既に社会問題となっている「内卷」や「横たわり」が一段と深刻化するのはいま自明である。このことは、雇用環境の変化をみても明らかである。16～24歳を対象とする若年失業率は、ゼロコロナ政策の転換により経済が回復に向かっているにもかかわらず、23年3月に19・6%に上昇した（図表4）。中国は22年に人口減少社会に転じたものの、若年人口は今後10年にわたり増え続けることから（図表5）、同失業率が20%を超えるのは時間の問題である。

日本と韓国の若年失業率は4・6%と8・1%（いずれも21年）であり、中国の若者を取り巻く環境は非常に厳しい。21年5月、ソーシャルメディア微博（Weibo）上で実施された約8万人を対象にした「横たわり」に関する調査では、8割超の人が「横たわり」に肯定的であったとされる。「横たわり」は、ゼロコロナ政策に端を発する政権批判である。「白紙革命」のような抗議活動に発展する可能性は低いものの、共産党が指導する社会から逸脱する、あるいは、指導そのものを拒絶する人が増えていることを意味する。これは共産党が経験したことのない脅威といえ、習政権を悩ますこととなる。

中国の雇用情勢が厳しさを増す中、「以工代賑」はメディアから注目を集めている。しかし、それはその雇用創出効果の有無や多寡とはあまり関係せず、大学等の新卒者や農民工の就職難の軽減にほとんど役立たない。本稿では、まず以工代賑政策の理念と大枠を解説し、中国伝統文化との関連性を指摘する。続いて新中国成立後の以工代賑政策を概観し、近年の実績を考察しつつ評価を加える。最後に以工代賑政策の可能性と限界を検討する。

「以工代賑」を通じた雇用創出と貧困削減

嚴善平

YAN Shunping

同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科教授

はじめに

2023年2月初め、中国のマスメディアおよびSNS (Social Network Service) で「以工代賑」

を巡って盛んな議論が行われた。その発端は、国家発展改革委員会(発改委)が14年発布の「国家以工代賑管理弁法(管理弁法)」を全面的に改正

し、以工代賑プロジェクトを実施する際、「人力が使えるなら機械をできるだけ利用せず、地元住民が組織できるなら業者をできるだけ利用しない」という文言がその中に明記されたこと

である。目下の厳しい雇用情勢を乗り切るためなら、技術進歩を無視し効率を犠牲にしてもよいのかというのが論点のようだ。ところが、以工代賑政策をきちんと理解していれば、そうした議論が的外れであることが

分かる。

以工代賑は大昔から存在する、いわば公共政策の一つであり、その大枠や適用範囲、主要目的が時代と共に大きく変化している。

1. 「以工代賑政策」の理念

「以工代賑」は近年突如現れた言葉ではない。「以工代賑」をメインテーマ(主題)とする学術論文、新聞記事の年間刊行数を表す図1からも明らかのように、ここ40年間、学界やメディアは常に一定の関心をもって以工代賑を注目してきた。その中身は以工代賑政策の解説、実施状況と効果分析、思想的由来などと多岐にわたる。メディアで集中的に取り上げられる時期(00年代後半)も見受けられる。

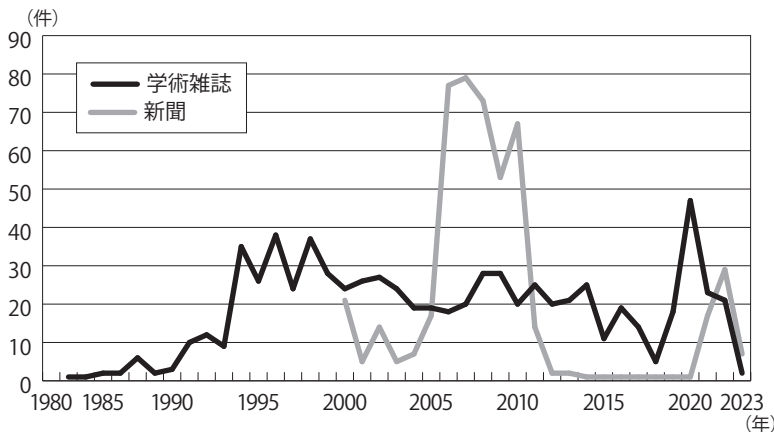
以工代賑とはいったいどういうものであろうか。直近の「管理弁法」によれば、それは、政府が公的資金で

インフラを建設し、救済を受けたい者が工事に参加し報酬を受け取ることでもって直接的な無償援助に代わる、という低所得者向けの扶助政策だと定義される。

中国では、「授人以魚、不如授人以漁(魚を与えるより魚の釣り方を教えるべし)」という老子の格言が広く知られる。人を助けるには、ただで援助し続けるよりも、自助努力を側面から支援し自立する能力を身に付けてもらう方がよほど効果的だという思想である。

王朝時代、民国時代において、水害や干ばつなど大きな自然災害が原因で生活手段を失った被災者に対し、国は往々にして被災地の生産基盤の再建に参加することを条件に生活物資を

図1 「以工代賑」を主題とする論文または記事の年間刊行数



(出所) 中国知網 (<https://www.cnki.net/>) をもとに筆者作成

支給する。そうしたことで被災者が救済されるだけでなく、経済活動も再開可能になる、という一石二鳥の効果がある(唐・林2017、朱2021)。

中華人民共和国成立後の計画経済期(1950~70年代)には、政府は伝統的な以工代賑による自然災害の軽減にとどまらず、人民公社の機能を活かし以工代賑を通じた道路、水利施設など大型インフラの整備をも推進した。例えば、国は農閑期

冬場に大勢の農民を動員し水利工事に従事させるが、その報酬として農民達に食糧などの現物を支給した。

改革開放が本格化した80年代に入つてからは世界銀行など国際機関の資金と政策面の支援もあり、少数民族が多く居住する中西部農村の絶対的貧困、つまり基本的な生活を維持する上で必要不可欠な収入を下回る状態を改善する、という貧困との戦いが強く意識された。86年に、國務院直属の「國務院扶貧弁公室(扶貧弁)」が設立され、その下で中央各部門間における横の連携強化と省・市・県レベルにおける系統組織の設立・機能強化が図られたが、以工代賑は主な

政策手段の一つであった。

2. 「以工代賑」政策の大枠

最初の「管理弁法」が發布された05年以降、以工代賑政策の規範化が図られた。その後10年あまりの実践を経た14年の管理弁法に対する見直しがあり、さらに10年経った23年に社会経済情勢の変化を踏まえ、管理弁法の全面的改正が行われた。ここで、最新の管理弁法に依拠しつつ以工代賑政策の大枠を説明する。

第1に、以工代賑は中央と地方の社会経済発展年次規劃で明記し、「中央が統括し、省が主体责任を負い、市・県・郷が具体的に実施する(中央統籌、

省負総責、市県郷抓落实)」という管理体制の下で着実に実施する。以工代賑プロジェクトは国が主な出資者であるが、省、市、県各レベルも自らの財源から資金を追加することができ、ただ、プロジェクトごとに中央と地方の分担割合が予め決まっているわけではない。

第2に、以工代賑政策は全国農村の津々浦々ではなく、20年までは国または省政府が指定した貧困県や貧困村、貧困世帯を対象に、そして、絶対的貧困がなくなったとされる21年以降は主として収入の比較的低い中西部農村で実施されている。実際、安徽省、江西省、四川省、貴州省、雲南省などで実施された以工代賑プロジェクトが数多く報道されている。

第3に、以工代賑政策が適用されるプロジェクトは、少額の投資、簡易な技術、高度な技能を不要とする形で行えるような、生活・生産関連のインフラを含むが、具体的には、農村の道路や生活用水などの生活施設および水利工事、農地整備などの生産基盤に関わる工事が対象となる。ただ、今回の改正で大型農業プロジェクトの関連工事(周辺の作業)も適用対象に含められた。

力年計画を策定し、省級政府はそれを管下の市・県政府の申請に分解し、県級政府が諸事業の実施計画を作成する。プロジェクトが採用された後、郷鎮政府、村民委員会、合作経済組織といった公的機関は事業主として一般人札等でプロジェクトの施工業者を募集する。

第5に、施工業者は地元住民、中でも収入の低い農家を優先的に雇用し、しかも予算の一定割合以上を人件費に充てる必要がある。雇用を増やし農家の収入増を確保するために、施工の中でできるだけ機械ではなく労働を利用することが義務付けられる。効率というよりも以工代賑の公益的機能(所得再分配)が重視される。

第6に、工事で働く作業員は公募で集められ、応募者は自らの意思で就業選択を行う。多くの地域では日当が2000元位だと報じられる。実家から通える距離の就業であり、日当も比較的高いので、農家に歓迎されるものが多い。ただ、村レベルに分解された工事は数万円から数十万円の規模でしかなく、短い期間で工事が完了する。

3. 「以工代賑」政策の実践

貧困削減の手段として伝統的に以



以工代賑プロジェクトは収入の少ない中西部農村で実施されている(上下とも貴州省、筆者提供)

表1 新中国成立後の「以工代賑」の進化

	1950-70年代	1980年代以降
政策目標	防災減災	貧困削減
支給方式	現物が主	現金が主→現金
実施対象	臨時的被災者	恒常的貧困人口
実施地域	被災地域	貧しい農村地域
プロジェクト内容	被災後再建される水利など基礎的な施設	収入増を通じた貧困脱出に資する施設
プロジェクト特徴	突発的	慢性的

(出所) 唐・張(2019)を基に加筆

工代賑が重視されたが、時代によってその中身も大きく変わった。具体的には、1984～95年の間は主として現物支給が行われた。この間、中央政府は6回に及ぶ大規模な以工代賑計画を実施し、約300億元相当の食料品、日常生活用の工業製品などを貧しい農村地域に投入し、道路や生活用水プロジェクト、水利工事や農地整備、被災地復興プロジェクトを進めた(唐・張2019、朱2021)。

ところが、96年以降は中央政府が以工代賑資金を国家予算に組み入れ、その具体的な執行計画が发改委の下

表2 2010年代後半以降における「以工代賑」の実績

	中央資金	地方資金	対象プロジェクト数	雇用創出	人件費	人件費の中央資金比	情報源
第13五カ年計画(2016～20年)	約300億元	35億元超	25,000	110万人	35億元超	10%超	朱(2021)
2020年	56億元	不明	不明	30万人	8億元超	15%	发改委
2021年	70億元超	不明	3,000	20万人	14億元	20%	发改委
2022年	66億元	約12億元	1,800	13万人	13億元超	約20%	国家乡村振兴局

(出所) 各種報道等に基づいて作成

で「国民経済・社会発展五カ年計画」に合わせて編成されるようになった。また、限られた財源を有効に利用するため、以工代賑政策の適用対象が厳格に選定されると同時に、情勢変化に応じて支援対象の選定基準も調

整された。

最初は国家レベル、省レベルで貧困県が認定され、県を基礎単位とする貧困削減が進められた。それが一段落すると、貧困削減対策の適用対象も次第に県から行政村に絞られ、10年代に入つてからはさらに貧困世帯をターゲットにする「精準扶貧」が実施された(厳2010、陳2019)。この間、高度成長に伴う収入の底上げ効果もあり、絶対的貧困人口が減少し続け、貧困発生率も急速に下がり、20年に絶対的貧困が撲滅され全面的小康社会が実現したと宣言された。

新中国成立後の70年を計画経済期(1950～70年代)と改革開放期(80年代以降)に分けてみるなら、以工代賑政策の目標や適用対象などで顕著な変化が見られる(表1)。それを一言で言うなら、前者は、突発的な自然災害を受けた人々を被災後の復興に参加させる見返りとして食糧などを支給することで被災者の生活支援と防災減災の同時実現を追求する。それに対し、後者は、慢性的な貧困に陥った農村人口を生活や生産インフラの建設に参加させる見返りとして生活物資さらに現金を支給し、生活・生産基盤の強化と貧困

脱却の同時実現を追求する(唐・張2019)。以工代賑政策が時と共に進化したのである。

4. 近年の以工代賑政策の実績と評価

予算規模からみると以工代賑の投資額が大きいはいえない。政府機関による体系的な統計は見当たらないが、各種報道から以工代賑関連のデータを整理してみたところ、表2に示された大まかな状況が判明した。すなわち、中央政府(財政部)が以工代賑プロジェクトに投じた資金は年により多少変化するものの、年当たりの予算額はおよそ60億元程度にすぎない。表にはないが、第11五カ年計画期間(06～10年)、第12五カ年計画期間(11～15年)の中央資金もそれぞれ247億元、300億元しかない(扶貧弁)。地方政府は自らの財源から資金を追加することもあるが、それも非常に少ない。

以工代賑資金で実施されるプロジェクト数は、第13五カ年計画期間中、年平均5000もあったが、第14五カ年計画期間(21～25年)に入ってから減少傾向にある。プロジェクト予算のうち人件費割合を10%から20%に引き上げると義務付けられたこと

が主たる原因であろう。予算規模が一定の上、人件費割合の引き上げが求められたのだから、資材費などが圧迫され、結果的にプロジェクトが減らされ、雇用創出も減少せざるを得なくなる。直近の管理弁法で「できるだけ機械でなく労働を使え」という奇妙な規定は、少ない予算でも雇用数を増やし、貧困農家の収入増を何としても実現しようとする考えの表れであろう。

全国都市部の新規就職者数や低所得者向けの社会保障予算からみても、以工代賑政策の雇用創出およびそれに伴う収入増加の効果は限られるといえる。例えば、21年に、都市部における新規就職者数が1269万人に上り、都市部737万8000人、農村部3474万5000人の低所得者に対しそれぞれ484億1000万円、1349億円の生活補助金が支給された（国家統計局）。以工代賑政策は国全体の雇用情勢に大きな影響を及ぼすものではなく、あくまで貧困対策の一環だと理解すべきである。絶対的貧困から脱却したばかりの中西部農村では、農家の経済的基盤が依然脆弱であり、新型コロナウィルスの影響を受けて出稼ぎに行けていなか

たり、あるいは都市部の雇用縮減で帰郷せざるを得なくなったりする農民工にとつては、以工代賑は絶対的貧困への逆戻りを防ぐ対策として一定の効果をもつかもれない。

一方、90年代以降に生まれた、いわゆる新世代農民工にとつては以工代賑が魅力のある政策とはいえない。彼らの多くは農業に従事した経験がなく、農業で働ける技能も持たず、田舎に帰ろうとする意識すらない世代である。比較的高い教育を受けた彼らは一時的に失業者になっ



以工代賑関連の工事現場（雲南、2009年筆者撮影）

く関係する。

むすび

ここ2、3年、コロナ禍や米中対立で、中国の雇用情勢が厳しくなっているのは確かである。しかし、以工代賑がメディアから注目を集めたのはその雇用創出効果の有無や多寡とはあまり関係ない。国民経済の視点からみれば、以工代賑は、深刻化する大学等の新卒者や新世代農民工の就職難の軽減にほとんど役立たないといっても過言ではない。

都市部や東南沿海部の失業率が高止まりする中、出稼ぎに行けていない農家もいれば、田舎に帰還せざるを得ない農民工も多い。何の手も打たなければ、中西部農村を中心に収入をなくし再び貧困化する者は間違いなく増えるだろう。絶対的貧困が撲滅したと声高に宣言したばかりの中国政府にとつてはこれが重要な政治問題であり、看過できるわけがない。管理弁法を改正し、以工代賑の機能強化を図ろうとする真意はそついうところにある。

ところが、以工代賑は一過性のプロジェクトがほとんどであり、後進農村の持続的発展を可能にする有効な政策とはいえない。国民経済全体の健全な発展を実現し、働く能力のある者が普通に就職し、高齢者や障害者など働く能力の高くない社会的弱者が社会保障制度で守られる、という総合的な社会経済政策こそが必要である。中国は22年に1人当たり国内総生産1万2700ドルに達し高所得国の仲間入りを果たしたといわれる。今後、途上国の貧困削減に有効とされる以工代賑との決別を模索していくべきであろう。

参考文献

- 嚴善平（2010）「中国における農村貧困削減の取り組みと成果」『中国研究月報』6月号。
- 陳艶（2019）「中国農村部における貧困削減の政策と実態に関する研究」（同志社大学博士論文）。
- 康鎮・林閻鋼（2017）『以工代賑』作為国家治理工具的歷史考察、『理論探討』第2期。
- 唐麗霞・張一珂（2019）「從以工代賑到公益性質崗位中國工作福利實踐的演進」『貴州社会科学』第12期。
- 張磊主編（2007）『中国扶貧開發歷程（1949～2005年）』中国財政經濟出版社。
- 朱玲（2021）「以工代賑思想與實踐的演進」『經濟思想史季刊』第4期。

改革開放の「申し子」とも言える中国のデジタル経済。海外からの帰国組による技術開発と逸早い実用化により、瞬く間に中国全土がデジタルで覆われた。この原動力となったのが、若い起業家の新鮮な発想と旺盛なチャレンジ精神である。伝統産業の発展が行き詰まりを見せる中で、中国政府は「双创」政策を打ち出し、イノベーションとスタートアップを支援してきた。その一方、近年では巨大化するスタートアップへの警戒も怠ってはいない。

「双创（大衆創業、万衆創新）」と スタートアップの栄枯盛衰

高口康太 TAKIGUCHI Kouta ジャーナリスト

「創業にとつての黄金の十年」

中国ビジネス界では2010年から20年までの期間をこう呼んでいる。もう少し聞きなじみのある言葉としては「双创」がある。「大衆創業万衆創新」（大衆の創業、万民のイノベーション）の略語で、李克強首相（当時）が14年9月にダボス会議で提唱したことから政策に組み入れられるようになった。中国がGDPで日本を追い抜いただけではなく、IT企業を中心に続々とスタートアップ（イノベーションを起こす新興企業）を排出するようになったことから、この「双创」という言葉は注目を集めたが、見逃してはならないのは、中国のスタートアップブームはその前から始

まっていた。

スタートアップブームの象徴とも言えるのが北京市海淀区の創業大街だ。もともと函書の卸売市場があった地域だが、大学が集まる文教区という立地から次第に起業を夢見る若者たちが集まるようになった。その中核となったのがカフェだ。コーヒー杯で1日中粘り仕事している者もいれば、毎日大量に開催されているピッチ（短時間でのプレゼンテーション）を聞くために投資家も集まるようになった。創業大街を拠点に起業した経歴を持つ郭宇氏に話を聞いた。もともとアリババグループの社員だったが、創業大街を見た時にその熱気にあてられて起業を決めたという。1晩5元でテーブルを借りられるカフェがあり、

若者たちが身を寄せ合うようにしながらプログラミングに没頭していた光景が印象的だったという。また、明け方に屋台で食事をしながら同僚と仕事について語りついていたところ、隣の席の男性から「実は私は投資家なのです……」と名刺を渡されたこともあったという。狭い空間に起業家、投資家が密になっていたことから、思いも寄らない形で人間関係が構築され、化学反応を生み出していったという。なお、郭宇氏は起業した会社を売却する形で字節跳動（バイトダンス）に入社し、同社の初期社員として動画アプリの開発に従事していた。

さて、この創業大街は10年に海淀区政府により「イノベーション創業インキュベーション街区」に指定され

た。15年5月には李克強首相（当時）が訪問したことによりその名は中国全土にとどろくこととなる。その後、各地で創業大街を模倣する動きも広がった。しかしながら、創業大街の熱気は10年ごろには既に高まっていたという。11年4月には起業をテーマとしたカフェである車庫カフェがオープンしている。創業大街もまた、民間の自発的な動きが先行し、政府が後乗りしたと言える。

10年代に成功した主要新興企業の顔ぶれからも、このことは裏付けられる。

表は10年代に創業された主要インターネット企業の一覧表である^{注1}。20年末時点で時価総額（未上場企業の



中関村創業大街3Wカフェ内部。微信のミニプログラムから注文支払して商品を受け取るのが一般的なプロセス（2023年5月、日中経済協会撮影）

表 2010年代創業の主要インターネット企業

創業年	企業名	創業者 (年齢)	企業概要
2010	美团	王興 (31)	フードデリバリー、レストラン予約など
2010	小米	雷軍 (41)	スマートフォンメーカー、IoT機器
2010	愛奇艺	龔宇 (42)	動画配信
2010	微医	廖傑遠 (37)	遠隔診療、病院予約
2011	快手	宿華 (28)	ショート動画
2011	知乎	周源 (31)	コミュニティサイト
2011	陌陌	唐岩 (32)	出会い系サイト
2011	曠視科技	印奇 (23)	AI ベンダー
2012	猿輔導	李勇	オンライン教育
2012	字節跳動	張一鳴 (29)	ショート動画、ニュースサイト
2012	優必選	周劍	ロボット
2012	柔宇科技	劉自鴻 (29)	ディスプレイ
2012	滴滴	程維 (29)	配車アプリ
2012	喜馬拉雅	余建軍	音声配信
2013	小紅書	瞿芳 (29)	SNS
2013	VIPKID	米雯娟 (30)	オンライン教育
2013	比特大陸	吳忌寒 (28)	暗号通貨マイニング機
2013	連尚網絡	陳大年 (35)	Wi-Fi パスワード共有アプリ
2014	鬪魚 TV	陳少傑 (30)	ゲーム実況動画配信
2014	美菜網	劉伝軍 (32)	生鮮食品 EC
2014	達達集團	蒯佳祺 (32)	都市内即時配送
2014	跟誰学	陳向東 (43)	オンライン教育
2014	平安好医生	王濤	遠隔診療
2014	商湯科技	湯曉鷗	AI ベンダー
2014	每日優鮮	徐正 (33)	生鮮食品 EC
2014	蔚来汽車	李斌 (40)	EV メーカー
2014	小鵬汽車	何小鹏 (37)	EV メーカー
2015	威馬汽車	沈暉 (45)	EV メーカー
2015	雲從科技	周曦 (34)	AI ベンダー
2015	車和家	李思 (36)	EV メーカー
2015	車好多	楊浩涌 (41)	中古車売買プラットフォーム
2015	拼多多	黃崢 (35)	EC プラットフォーム
2016	虎牙	董榮傑 (39)	ゲーム実況動画配信
2016	哈囉出行	楊磊 (28)	シェアサイクル
2016	完美日記	黃錦峰 (33)	化粧品ブランド
2017	滿幫集團	張暉	トラック物流マッチング

(注) 年齢は創業時のもの、未表記は不明。
 (出所) 極点商業評論 (2021) をもとに筆者作成



中関村創業大街。世界初のスタートアップ企業をテーマにしたカフェと称されている車庫カフェ (2023年5月、日中経済協会撮影)

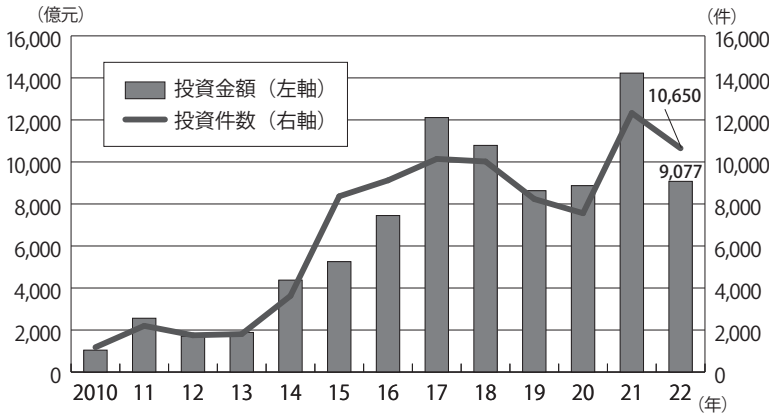
場合は評価額) が30億ドル以上の36社が掲載されている。この一覧表には、いわゆるインターネットサービスやITビジネスだけではなく、EVメーカーや化粧品ブランドまで含まれている。不可解にも思えるが、中国では10年代に誕生した企業のほとんどがインターネット企業を標榜していた。たとえば表にある化粧品ブランド「完美日記」(パーフェクトダイアリー) はオンラインマーケティングをビジネスの中核に据えていた。無料ギフトなどの方式で、同社が運営する

チャットグループに登録するよう顧客に促し、オンライン専属の販売員が直接販促メッセージを送るという手法である。新たな企業やサービスが続々と誕生する中国では広告料金が高騰している。オンライン広告の売上シェア・トップは、中国最大のEC(電子商取引)企業のアリババグループである。ネットショッピングモールに出す広告が最も効果が高いためだが、これではどれだけ売り上げを上げて

も広告媒体に利益を吸い上げられてしまう。独自の宣伝の仕組みが必要と、完美日記は判断したわけだ。中国では「公域流量」(パブリックトラフィック)と呼ばれる一般的なオンライン広告とは違う、自社で顧客を抱え込める宣伝チャネル「私域流量」(プライベートトラフィック)を競争力のコアに置いているがゆえに、化粧品企業ながらインターネット企業を標榜している^{注)}。

今や世界的なサービスとなった動画アプリ「ティックトック」を擁する字節跳動、世界3位のスマートフォンメーカーの小米(シャオミ)など「双创」政策の前に誕生した企業も多い。起業奨励政策はスタートアップブームの起点となったというよりも、既に存在していた流れを追認し、後押ししたと見たほうが正確だろう。では、10年代が「創業にとつての黄金の十年」となったのはなぜか。3つのトレンドがこの時期に集中したためと筆者は考えている。第一にモバイル・インターネットの発展である。携帯できるコンピューターであるスマートフォンと、全ての人間がインターネットに常時高速接続できる4G通信という新たな技術トレンドは、様々な派生ビジネスを生み出した。中国は世界でもっとも早く4G通信の商業

図 ベンチャー投資の推移



(出所) 清科研究センター報告書をもとに筆者作成

利用を始めたこともあり、他国にさきがけて多くのスタートアップが新たなアイデアを試し、イノベーションを起こした。

第二にベンチャー投資の発展である。中国のベンチャー投資はもともと海外のベンチャーキャピタルからの出資が中心だったが、14年8月に施行された「私募投資基金監督管理暫行弁法」、16年に施行された「私募基金管理人登記の若干事項のさらなる規範化に関する公告」により政策的

な整備が進んだことで、中国国内からの投資も集まるようになった。

民間だけでなく、政府が投資ファンドを組成する政府引導基金も15年ごろから一気に拡大していく。

そして、第三に「双创」に代表されるベンチャー企業支援政策である。補助金やワーキングスペースの提供などの支援策が誕生間もない企業をサポートする役割を担うこととなった。

2020年代の起業

10年代という、「創業にとつての黄金の十年」は終わった。では20年代はどうなるのか？

「双创」の熱気が後退したことは否めない。第13次五カ年計画では「第7章 大衆の創業、万衆のイノベーションを深く推進する」という章が設けられている。ワーキングスペースの建設や大企業からの技術移転サービス、創業支援サービスなどを通じて、起業のハードルをひたすら引き下げることが政策に組み込まれた。クラウドファンディング（新製品の開発販売にあたり、事前に購入希望者から開発資金を募る仕組み）やクラウド

ソーシング（インターネット経由で仕事を外注する仕組み）まで5カ年計画に書き込まれているほどだ。

しかし、第14次五カ年計画ではこうした内容はほぼ消えている。ワーキングスペースの建設だけは残っているが、「一定数のモデル基地と都市をazole」から「モデル基地建設の配置を改善する」という控えめな論調に変わった。イノベーションの主軸は大企業にあり、大企業が基礎研究に投資することが主眼とされている。

このスタートアップブームの交代も、民間の動きが政府に先行していた。中国のベンチャー投資は17年をピークに減少傾向に転じた。EC、フードデリバリー、O2O（オンライントゥーオフライン）、ネットサービスを活用したリアル事業の集客、ネット配車、ショート動画、ライブコマース（動画配信とネットショッピングの融合）、シェアリングエコノミー、ニューリアル（ネット販売などを組み合わせた、新たな形の小売事業）、ブロックチェーン、クラウドコンピューティング、エドテック、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）など、「黄金の十年」には無数のビジネストレンドが生み出されたが、その数は次第に減少へと向かっていった。

モバイル・インターネットを活用して構築できるビジネスアイデアが次第に枯渇していったことが大きいという。

製造業のデジタル化やAIの活用を進める工業インターネットや半導体関連、AIやロボットの活用によって製業の低コスト化や開発期間短縮をサポートするバイオの分野など、B2B（企業向け）ビジネスでは有望株の企業も現れているが、こうしたビジネスはアイデアと若さだけを武器に若者が成り上がるには難易度が高すぎるため、専門家としての経歴と資金的な裏付けを持つ有力ベンチャー以外ではチャレンジが難しい。図を見ると、21年にはベンチャー投資額がV字回復し過去最高を記録しているが、保険基金や銀行の規制が緩和され、プライベートエクイティ投資への参入ハードルが低くなり、巨額のマネーが流入したこと、政府引導基金、とりわけ省や市、県レベルなど地方自治体のファンドが景気回復を目的に出資を増やしたことが大きい。しかし、22年には新型コロナの流行などの逆風もあり、再び大きく減少している。特に政府系ファンドはコロナ対策経費による地方政府の財政難が続くなか、確保された新規資金が前年比35%減の2812億元にまで減少した^{注3)}。

前述したとおり、中国政府はスタートアップブームを後押ししたのだが、下落局面においても追い打ちする役割を果たした。20年秋から始まる、一連の企業規制である。

当初はアリババグループだけを狙い撃ちにした動きとみられていた。金融関連会社であるアントグループのIPO（新規株式公開）を前日になつて差し止めたほか、アリババグループを独占禁止法違反で調査した。しかし、翌年にはフードデリバリー大手の美团も独占禁止法違反で調査されたほか、学習塾規制、サイバーセキュリティ審査、オンラインゲーム規制といった動きが矢継ぎ早に続いた。

この規制の嵐に資本市場も反応し、アリババの株価は原稿執筆時点でピークから約70%の下落となった。ライバルであるメッセージアプリ・ゲーム大手のテンセントも株価はほぼ半減しているなど、株価は総崩れの状態にある。未上場企業の評価も、上場後の時価総額を念頭において算定されるため、資本市場の冷え込みはベンチャー投資の減少という形で跳ね返ってくる。

また、投資以上に起業家精神にも影響があったという。目立つ動きをすれば、当局に目を付けられかねない。

革新的なサービスを生み出しづらい雰囲気が生まれた。中国を代表するビジネス作家・呉曉波（ウー・シャオポー）が「俺たちはいつたいたいどうなっちゃったんだ？」と題した記事でその空気を描いている^{注4}。

記事内では、ある講演会でIT企業のCTO（最高技術責任者）から「どういうイノベーションなら、独占禁止法に抵触しないのか、誰か分かる人がいれば教えてくれませんか」と質問されたとのエピソードを紹介し、次のようにまとめている。

「命を賭けてビジネスに取り組む。貧困から抜け出すことが最初の目的だが、裕福になった後は自分自身への挑戦と社会的責任を果たすことへと目的が変わる。つまり物質的な充足よりも心理的な達成を重んじるようになるのだ。ところが突然、社会的栄誉が剥奪されたならばどうなるだろうか？ 創業とイノベーションへの熱意は瞬く間に消えていく」

この記事は中国ビジネス界の空気を正しくとらえたものだろう。それだけにこの記事は爆発的に読まれ、そして政府の怒りに触れて消されてしまった。

アイフォーン・タイム

「黄金の十年」の後には失意の時代が来るのではないか。ここ数年の出来事はそう強く予感させるものではあつたが、今年に入つてポジティブな要素も現れている。

それがChatGPTに代表される生成AIの世界的なブームだ。米オープンAI社のChatGPT、GPT-4などのプロダクトは文章による簡単な指示を与えると、高度な回答を返してくる。従来のAIは利益をあげるビジネスモデルの構築に苦しんできたが、生成AIは検索、文章執筆補助、プログラミング、翻訳など、様々な応用が期待できるとして一気に期待が高まった。

生成AI本体の開発には膨大な資金が必要となる。膨大なデータを用いてAIを訓練するためには最先端の半導体が大量に必要となり、新興企業が手を出せる分野ではない。しかし、大企業が開発したAIを利用して、各種のアプリケーションを生み出すことは中小零細企業にも十分に可能との期待が高まっている。米アップルがiPhoneを生み出した後に、アプリ開発企業や様々なモバイル・インターネット・サービスが登場した

熱狂、すなわちアイフォーン・タイムが再び到来するのではないかと期待だ。

生成AIという技術が果たして期待通りの発展を示すのかは未知数だ。また、中国政府が安全保障やプライバシーの観点からビッグデータやAIの活用に関する規制を強化する姿勢を示している方針も気がかりだ。とはいえ、中国のスタートアップ界隈に徐々に熱気が戻ってきていることは間違いない。この勢いが本物となるかどうか、今後に注目したい。



注1…「創業黄金十年过后 未来還能誕生下一個美团、拼多多嗎？」『極点商業評論』2021年1月3日を参考に筆者作成。

注2…あらゆる企業がIT企業を標榜する中国のトレンドについては、高口康太「世代交代進む中国のIT企業——政府規制で転換期、新たな成長を模索」『成長の限界に挑む中国』習近平・長期政権の課題』日本経済研究センター、2023年に詳述した。

注3…「2022年中国股權投資市場研究報告」清科研究中心、2023年。

注4…呉曉波「我們這是怎麼了？」微信公眾号『吳曉波頻道』、2022年5月6日。原文は既に削除されている。

習近平政権は2020年に新たな発展モデルとして、「国内大循環」を主体としつつ「国内・国際循環」を相互に促進する「双循環」戦略を打ち出した。背景には米中対立の激化に伴うサプライチェーン分断への懸念があるため、サプライチェーンの海外依存度低下が重視され、その主眼として多様なイノベーション強化策が展開されている。ただし、米国の規制に対抗する半導体国産化、ネット規制強化で萎縮した民間企業のイノベーションへの意欲喚起など課題は大きい。双循環戦略の成否は中国経済の中長期的発展の鍵を握るだけにその行方が注目される。

「双循環」が目指すサプライチェーンの再構築

萩原 陽子 HAGIWARA Yoko 株式会社三菱UFJ銀行経済調査室調査役

「双循環」戦略とは

2020年5月の政治局常務委員会議において習近平政権は「中国の巨大市場の優位性と内需の潜在力を発揮しつつ、『国内』と『国際』の2つの循環（『双循環』）を相互に促進させる新たな発展モデルの構築」を旨指す戦略を打ち出した。さらに21年3月の全国人民代表大会（全人代）で採択された第14次五年計画要綱（21～25年）の冒頭の指導方針には「双循環」の構築加速が掲げられ、「第4編…強大な国内市場を形成して新たな発展モデルを構築」に「双循環」戦略の概要が示された。そうした中で、双循環戦略にはより詳しい内容が付け加えられ、消費振興、産

業高度化などを通じた内需主導および海外依存度低下を内包する「国内大循環」を主体としつつも、貿易・海外投資の発展を意味する「国際循環」についても引き続き積極的に推進し、国際協力と競争における新たな優位性を追求するとの方向性が示されている。

「双循環」戦略導入の背景

経済の海外依存度の高い国が安定成長を求めて「内需主導」路線を打ち出すのは比較的一般的な経済政策路線である。加えて、中国の場合、18年頃からトランプ前米政権下で米中両国が相互に高率の制裁関税を賦課するようになったため米中通商摩擦の先鋭化の流れが輸出主導から内

需主導への経済モデルの転換をより強く促す圧力になったという側面が大きいと考えられる。

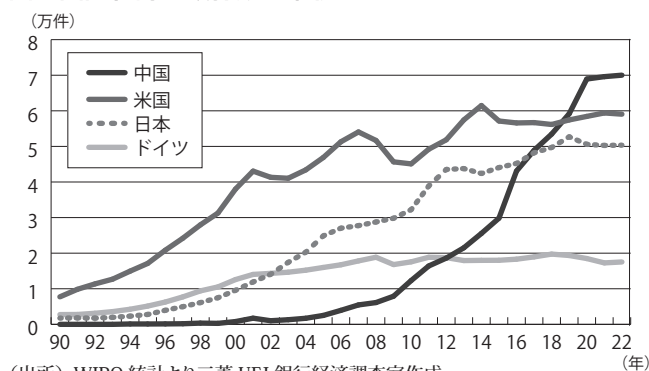
トランプ前政権が進めた対中規制は制裁関税や貿易制限措置、投資制限措置等多岐にわたる。そのうち、双循環戦略をより喫緊なものにさせたのは制裁関税よりも、対米投資規制や輸出管理規制を通じた米国技術へのアクセス制限、「米中デカップリング」論等、より広くサプライチェーン分断を示唆する動きであった可能性が高い。これは海外からの重要な技術や物資の流入・供給が途絶えるリスクを習政権に強く意識させるものである。米国の対中政策は政権交代があっても大きく変更されない蓋然性が高いと見越して（実際、バイデ

ン政権でも対中規制強化の流れは不変）、習政権が技術面や物資の調達面での海外依存度を下げ、中国経済の抵抗力強化を企図するに至ったのは必然的な政策選択だったといえよう。

サプライチェーンの海外依存度引き下げ

こうした流れから中国政府は双循環戦略の重要なファクターの一つとして強靱なサプライチェーンを再構築すべく海外依存度引き下げを重視しており、他国からの影響への耐性を強める方向性を示している。その中で米国の輸出規制により半導体調達に支

図 国際特許出願件数の推移



(出所) WIPO 統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

表1 イノベーション強化策

2021年4月	研究開発関連優遇税制：製造業部門の企業の課税所得から追加控除できる研究開発費用の比率を従来の75%から100%に引き上げ（1月1日遡及実施）。
8月	中央財政による科学研究経費管理の改革と改善に関する若干の意見：科学研究プロジェクトの経費管理に関する自主権の拡大、科学研究プロジェクトにおける資金調達メカニズムの改善、科学研究者に対するインセンティブの拡充など7分野にわたる措置が盛り込まれた。
9月	ハイテク人材育成策：情報技術、バイオ技術、新エネルギー、新素材、ハイエンド設備等戦略的新興産業の発展を担う専門人材を毎年100万人育成し、経済発展と自主イノベーション能力の向上につなげる。
12月	銀行・保険業による高度技術の自立自強に向けた支援に関する指導意見：銀行・保険業に対してハイテク企業への金融サービスの改善や金融商品・サービスのイノベーションを通じた科学技術の高度化支援を促す。
	職業技能訓練強化に関わる第14次五カ年計画（21～25年）：7500万人に対する職業技能訓練実施を目標とする中で、ハイテク人材については800万人の育成を図り、人材不足解消を企図。
2022年1月	中小企業の研究開発支援のための環境整備に関する通知：国家重点研究開発プロジェクトに関し中小企業に特化した研究資金の配分、国家・地方政府・産業界による中小企業の研究開発支援ファンドの設立奨励、研究開発関連の優遇税制等金融・税制面に加え、人材の獲得や実用化を含め広範な分野で中小企業の研究開発を支援。
	企業の技術革新能力向上に向けた行動計画（22～23年）：優遇税制をはじめ様々なイノベーション支援策、国家科学技術革新の意思決定への企業参加のメカニズム確立、キーテクノロジーのイノベーションに向けた官民、および国有企業・民間企業の連携強化などを通じ、企業の競争力を高め、科学技術の自立を目指す。
8月	ハイテク優遇税制：ハイテク企業の設備投資に対する追加控除の比率を100%に引き上げ（22年10～12月購入分）。研究開発費に75%の税引き前控除率を適用している企業に対しては、10月から12月末までの期間、控除率を100%に引き上げ。
	企業の基礎研究への資金提供に関する優遇税制：企業が非営利性科学技術研究開発機関、高等教育機関、政府系自然科学基金に対して提供した基礎研究資金を100%追加控除。また、非営利性科学技術研究開発機関、高等教育機関が企業・個人やその他の機関から得た基礎研究に関する資金については、企業所得税免除。
9月	ハイテク優遇税制：ハイテク企業の設備投資に対する追加控除の比率を100%に引き上げ（22年10～12月購入分）。研究開発費に75%の税引き前控除率を適用している企業に対しては、10月から12月末までの期間、控除率を100%に引き上げ。
11月	企業の基礎研究への資金提供に関する優遇税制：企業が非営利性科学技術研究開発機関、高等教育機関、政府系自然科学基金に対して提供した基礎研究資金を100%追加控除。また、非営利性科学技術研究開発機関、高等教育機関が企業・個人やその他の機関から得た基礎研究に関する資金については、企業所得税免除。
	科学技術イノベーション支援に向けた金融改革モデル区建設計画：上海市、江蘇省南京市、浙江省杭州市・嘉興市、安徽省合肥市の5都市にモデル区を建設。ハイテク企業向けの金融サービス向上や金融商品の開発推進、金融リスクの防止など7分野19項目の具体的な施策を先行実施。

（出所）中国政府資料、各種報道等より三菱UFJ銀行経済調査室作成

障を来すなどの困難に直面している現状を踏まえれば、中国政府が輸入代替・国産化に加え、とりわけ自主技術開発強化に重点を置くのは当然といえる。

中国政府は元々00年代から自主イノベーションを強調し、国有企業主体に振興策を進めてきた。しかし、中国におけるイノベーションが世界的にも認知されるようになったのは、アリババ（電子商取引）、 Tencent（ネットサービス）など民間IT企業がそれぞれ自身のイノベーション創出に加え、プラットフォームとしてもイノベーション基盤を他企業に提供したことによる貢献が大きかった。加えて、14年には李克強首相（当時）が「大衆創業・万衆創新（大衆の起業、万人のイノベーション）」政策を打ち出し、起業・イノベーション支援策を民間企業に開放したこともあり、IT起業ブームが本格的な盛り上がりを見せ、中国のデジタル経済は世界的にみても目覚ましい発展を遂げた。

双循環戦略で主眼となる「自主技術開発」とは

もつとも、双循環戦略で主眼とされている「自主技術開発」は民間IT企業が実現してきたイノベーション

とは性格がやや異なる面もあろう。というのは、「サプライチェーンにおける海外依存度引き下げ」が重視しているのは、中国発で中国内に普及した商品・サービス（例えばプラットフォームが提供している電子商取引のようなサービス）というよりは、「国家の安全に関わる分野」でありながら依然として根幹技術や不可欠の物資調達を海外に依存している製品・サービスと考えられるためである。例えば、中国は19年以降、国際特許出願数で世界一となっているが（図）、コンピュータ技術やデジタル情報通信、電子機器分野での出願が多く、特に人工知能（AI）、5G、ドローン等で存在感を増していると評されている一方、これらの分野に共通する戦略物資であるところの半導体については依然自給率が低く、製造技術の水準も先進国との格差を抱えているとされる。

多様なイノベーション強化策

第14次五カ年計画要綱は17編にわたる個別重要政策の筆頭に「イノベーション駆動型発展の堅持」を据え、科学技術の自立を国家発展戦略を支える中核として位置付けている。内容は次世代AI、量子情報、集積回

路等先端分野に焦点を当てた国家科学技術プロジェクトの実施、十カ年計画策定を始めとする基礎研究の強化、人材の育成・登用、中小企業も含めイノベーション促進に向けた体制整備など広範囲に及ぶが、いずれも海外からの技術流入、戦略物資の流入が途絶えた場合でも自己循環を実現することができるようになることが目標と考えられる。これに基づき、金融・税制・人材育成・研究インフラの拡充等他方面からの多様なイノベーション強化策が展開されている(表1)。

急務となる半導体国産化

しかし、前述の通り、イノベーション追求の鍵を握る半導体の調達には影が差している。米政府は安全保障上の懸念を理由に先端半導体やその製造装置について対中輸出規制を強化しており、22年10月には、米国の技術を使用した米国外生産半導体の輸出、さらには中国半導体関連企業における米国人の勤務・取引までもが規制対象となった。加えて、米政府は同盟国に対しても対中半導体規制を要請し、各国でこれに呼応する動きが進んでいる。こうしたことから中国にとって半導体国産化は一段と喫緊性が高い課題となってきた。

既に中国政府は10年代半ば頃から半導体産業の振興に本腰を入れていく。近年も、中央政府は19年10月に2000億元規模の国家ファンドを設立したのに続いて、20年8月には大規模減税を中心に資金調達、研究開発、人材育成、知的財産権保護などを含めた8項目の総合政策を発表し、強力な支援体制を示した。また、各地方政府でも多額の補助金支給策を導入した。半導体産業には国有企業主体に中央・地方政府の資金が大規模に投入されてきたが、民間企業にも開放され、新規参入企業が急増した。それにも関わらず、現在まで期待された成果を上げたとはいえず、半導体産業に関わる外部環境の悪化の中で、どこまで巨額の投資に踏み込み、どのように活路を見出していくのかは双循環戦略の成否に大きく関わる課題である。

対外開放路線の堅持

双循環戦略においては、サプライチェーンにおける海外依存度(調達および販売両面)を引き下げるために国産化や自主技術開発、国内市場開拓を進めているが、これは閉鎖的な自給自足経済を目指すということでは当然ない。むしろ、双循環戦略

における「国際循環」促進方針の下で対外開放加速の動きは不変である。これは、現時点で依然多方面に残る先進諸国との技術・ノウハウの格差を考えれば海外に門戸を開いておくことのメリットは大きいということもあるが(すなわち、将来的に内製化は志向するとしても、現時点で内外格差が大きい分野では海外からの技術・ノウハウ流入を受け入れる方向性)、より重要なのは、中国首脳から繰り返し言及されたように「中国の発展は世界と切り離すことができない」との認識の下で「高いレベルの対外開放を実現する」と強調された互惠主義であろう。

実際、トランプ前政権下で激化した米中摩擦への対応策の「環」として進められた外資系企業に対する規制緩和や支援策は今日も続いている(表2)。この中には、先進国の技術・ノウハウを獲得するための外資誘致策もあるが、外資系企業に対して中国经济の魅力を訴求する意味合いの方が強い施策も多く含まれている。そこには「国際循環」(輸出入、対内・対外投資等を通じた国内・海外の経済活動の結び付き)の強化によって、米中対立などの国際関係の緊張に對抗しようとする意図も滲む。

国際連携の強化

国際連携面でも同様に「国際循環」強化につながる動きは促進されている。20年11月に日本・中国を含めアジア・オセアニア15カ国(世界の貿易額の約3割を占める)が参加する地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が締結された。交渉開始は12年に遡るが、長期にわたった交渉が合意に至ったのは中国の大幅な譲歩と合意への意欲によるところが大きいとみられている。RCEPは22年1月に中国を含む10カ国で発効(同年2月には韓国、3月にはマレーシア、23年1月にはインドネシアでも発効)となり、中国のサプライチェーン強化の一助となっている。

加えて、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定についても、第14次五カ年計画要綱で「加盟の積極的な検討」を明記した通り、中国は21年2月にはTPP加盟国と非公式に接触を開始し、同年9月には加盟申請を行った。加盟交渉だけでなく、加盟国の同意が必要と難しいものの、中国政府は22年にはTPPで定められたルールの一部を国内の自由貿易試験区で試行することや国内の法律や制度をTPPのルールに合致する

表2 外資系企業に対する規制緩和・支援策

2021年10月	外資政策に特化した初の5カ年計画となる「外資利用に関する第14次5カ年計画(21~25年)」発表。①対外開放分野の拡大、②ハイテク・戦略的新興産業、サービス業などへの外資誘致支援、③自由貿易試験区、サービス業開放モデル区などの先行モデル地区の機能向上、④外資系企業のビジネス環境改善——など多方面からの規制緩和・外資受け入れ促進策を提示。
12月	保険仲介業の外資規制緩和。経営年数や総資産などの設立要件を廃止するなど、外資系保険仲介業者の参入制限を大幅に削減。 乗用車分野の外資出資規制撤廃。外資参入の制限・禁止分野を示すネガティブリスト(2021年版、22年1月1日実施)において乗用車に関する項目が削除されたことによる。 21年末撤廃が予定されていた外国人駐在員に対する所得税優遇措置(住宅手当、語学訓練費、子女教育費は非課税)を23年末まで延長。
2022年8月	保険資産管理会社管理規定改正に当たり、保険資産管理会社の外資出資規制撤廃(22年9月1日実施)。
10月	「外国投資奨励産業リスト」の2022年版を発表(23年1月1日から適用)。国内における堅固なサプライチェーン構築、製造業の技術レベル向上、サービス業強化を念頭に全国向け519項目[旧版(2020年)比+39項目]、中西部向け955項目(同+200項目)をリストアップ。
2023年1月	外資系企業による研究開発センター設立支援策発表。①科学技術イノベーションの支援、②研究開発活動の利便化、③海外人材の誘致支援、④知的財産権の保護——の4分野について16措置を盛り込んだ。

(出所) 中国政府資料、各種報道等より三菱UFJ銀行経済調査室作成

よう変更していく方向性を示し、加盟実現への意欲をアピールしている。

米中対立の下での最適解としての双循環戦略

以上みてきた通り、双循環戦略は単なる「内需主導」

路線への変更ではないし、ましてや対外開放から閉鎖的な自力更生への路線変更などでは決してない。習政権が米中対立に代表される対外関係の悪化という厳しい環境変化の下での最適解として、双循環戦略を新たな発展モデルとして位置付け、中国経済における技術や物資の海外依存度を下げるとともに、国内の巨大市場を国内産業振興や海外企業誘致に対するレバレッジとして活用しつつも対外開放維持を通じて世界経済への貢献姿勢を示そうとするのは必然の動きであろう。その意味で、双循環戦略は、米国の対中強硬政策に対する中国側の回答の一つと見ることも可能であろうし、「二帯一路」戦

略とともに今後長く言及される中核政策になりつつある。実際、22年10月の共産党大会(5年に1回開催される中国の最重要会議)における習近平総書記の報告でも、質の高い発展のための双循環モデル構築の加速が強調されている。

全人代からみえる今後の方向性

23年の全人代の政府活動報告では大部分が前年および過去5年の回顧に割かれ、23年の目標として示された部分が少なかったこともあり、「双循環」という文言は明記されなかったものの、①産業チェーンにおける脆弱部分の補強、②科学技術政策の自立自強、③新型举国体制下での基幹核心技术開発における政府主導性とイノベーションにおける企業の主体的地位の強調——といった双循環戦略に基づく方向性は明記された。

全人代の目玉政策であった政府組織改革の中でも科学技術分野が焦点の一つとなった。党組織として中央科学技術委員会が新設され、科学技術に対する集中的・統一的な指導力を発揮する司令塔の役割を果たすこととなり、従来からの政府組織である科学技術部は一部の権限を農業農村

部、国家发展改革委員会などに移譲し、戦略企画、体制改革などに特化することとなった。

イノベーションの主体と位置付けられた企業部門については、政府活動報告の中の23年の政策方針において「民間企業支援の重要度が高まった。加えて、全人代とほぼ同時に開催される人民政治協商(国政助言機関)会議では習総書記が「民間企業がイノベーションを強化し、科学技術の自立自強を推進する上でより大きな役割を果たすべき」と述べて民間企業重視のスタンスを明示し、また、全人代における就任後初の会見でも李強・新首相が民間企業支援を強調するなど、近年のネット規制強化などで萎縮した民間企業に再度イノベーションへの企業意欲を喚起しようとする意向が滲む。

米政府が中国への技術流出規制を強める中で双循環戦略におけるサプライチェーン強化の中核が科学技術の自立自強にあることは間違いなく、民間企業のダイナミズムを再度呼び起こせるのかは重要なポイントである。これも含め双循環戦略の成否は中国経済の中長期的発展の鍵を握るだけにその行方が注目される。



中国東北地区には他の地域とは異なり、国有企業改革、余剰人員対策、農民増収困難等に直面した1990年代後半に、「東北現象」(中国全体における東北地区の相対的な地位低下)と呼ばれた事態が生じた。この現象を打開するため、中国政府は2000年代半ばから「東北振興」を提唱して取り組んできた。

一方、日中間の地域連携、相互理解を促進するため、日中東北開発協会ならびに日中経済協会は00年から「日中経済協力会議」を日中両国政府、中国東北地方政府、日本の地方自治体ならびに両国企業などの協力を得て開催し、時代に合わせた日中経済交流を継続してきている。

中国東北経済の課題と日中経済協力会議

一般財団法人日中経済協会 瀋陽事務所 首席代表 趙焱

中国の東北地区と光と影

中国東北地区は、狭義では遼寧省・吉林省・黒龍江省の東北3省地域、広義では上記3省に加え内モンゴル東五盟市(フルンボイル市、ヒンガン盟、通遼市、赤峰市、シリンゴル盟)からなる地域を指し、昔は「遼東」、「関外」と呼ばれた。東北地区土地面積は145万平方キロ、総人口は9851万人(2020年。10年比で1101万人減)^{注1}。2022年の地域総生産は5兆7946億円で、前年比で1.3%増加した^{注2}。東北地区には特有の地理・歴史・民族の融合などにより、互換性、包容性、開放性を有した多元文化が存在する。東北出身者が東北以外の地域で最初に自己紹介する際に自分は東北出身だといえ、それで十分だ。

東北は、中国で最初の計画経済体制が整備された地区で、重工業を主体とする大中型国有企業が最も集中していた。石油化学、木材、食糧、石炭、鉄鋼、航空機など重要な工業プロジェクトが配置され、「大慶油田」、「長春一汽」、「鞍山鋼鉄」等の有名企業があり、「共和国経済の長男」、「新中国工業のゆりかご」とも称賛された。しかし、改革開放に伴う市場経済の導入により、東北経済の中国経済に占める割合は徐々に低下していった。

東北振興政策第1ラウンド

特に1990年代半ば以降に東北経済は衰退した。長期計画経済体制の下で蓄積した深層

な単一産業構造と体制的弊害による矛盾が顕在化し、工業はかつてない苦境に陥り、多くの国有企業が操業停止、あるいは半操業状態となり、損失額は高止まりしたままとなった。民営企業は規模が小さく、市場の育成も不足していたため、多くの従業員がレイオフや失業状態となり、技術労働者は南方に流出した。農業やサービス業も東北経済の弱点にもなった。中央政府も大量に資金を投入したものの、経済成長率は依然として回復せず、その最大の原因は、国有企業改革が進まず、単一産業という構造的な問題にある。これが「東北現象」である。これに対応するため、中国政府

は、東部沿海地域発展戦略、西部大開発戦略に続く東北振興戦略をスタートさせた。

03年10月、国務院は「東北地区等旧工業基地振興戦略実施に関する若干の意見」を発表し、東北振興戦略に関する指導思想、方針任務、政策措置を明確にし、07年8月には国家発展改革委員会・国務院東北振興弁公室が「東北地区振興計画」を発表した。また09年9月には国務院が「東北地区等旧工業基地振興戦略のさらなる実施に関する若干の意見」を発表し、遼寧省の「五点一線」、吉林省の「長吉図先導区」、黒龍江省の「哈大齊工業回廊」等の各

種発展政策が掲げられたが、思うような成果は得られなかった。

東北振興政策第2ラウンド

東北地区のGDPは78年には中国全体の14%前後を占めていたが、03年には9.14%、14年には8.4%まで低下した。同年8月に国務院は「東北振興支援の最近の若干の重大な政策措置に関する意見」を発表し、15年12月には「東北地区等旧工業基地の全面的振興に関する若干の意見」を採択し、16年4月に発表した。これらの意見は03年の東北振興政策を継承し、それをさらに充実・深化、発展させたもので、体制メカニズムの改善・国有企業改革・民営経済発展促進、産業構造調整・新産業新業態育成、イノベーション起業の奨励、社会保障と民生改善等を提起している。この第2ラウンドの東北振興政策は、「全面的振興」とも呼ばれた。

「第14次五カ年計画」と東北全面的振興と「新突破」

それでも東北経済は依然として低迷したままであった。21年3月、「国民経済・社会発展第14次五カ年計画と2035年までの長期目標要綱」が発表され、「新しい発展理念」に沿って「質の高い発展」を目指す中国経済の今後5年間の姿が示された。それを実現す

表 日中経済協力会議開催概要

開催期間・参加者数
2000年日中経済協力会議—於遼寧（第1回） 開催日：2000年6月21～22日 参加者：日本側：59名、中国側：48名、計107名
2001年日中経済協力会議—於吉林（第2回） 開催日：2001年5月17～18日 参加者：日本側：77名、中国側：32名、計109名
2002年日中経済協力会議—於黒龍江（第3回） 開催日：2002年5月28～29日 参加者：日本側：84名、中国側：95名、計179名
2004年日中経済協力会議—於仙台（第4回） 開催日：2004年3月30～31日 参加者：日本側：1,100名、中国側：700名、計1,800名
2005年日中経済協力会議—於瀋陽（第5回） 開催日：2005年5月25～26日 参加者：日本側：177名、中国側：238名、計415名
2006年日中経済協力会議—於吉林（第6回） 開催日：2006年5月22～23日 参加者：日本側：136名、中国側：302名、計438名
2007年日中経済協力会議—於ハルビン（第7回） 開催日：2007年5月31日～6月1日 参加者：日本側：164名、中国側：354名、計518名
2008年日中経済協力会議—於新瀋陽（第8回） 開催日：2008年6月1～6月3日 参加者：日本側：430名、中国側：290名、計720名
2009年日中経済協力会議—於内モンゴ（第9回） 開催日：2009年8月6～7日 参加者：日本側：171名、中国側：453名、計624名
2010年日中経済協力会議—於瀋陽（第10回） 開催日：2010年5月30日～6月1日 参加者：日本側：285名、中国側：450名、計735名
2011年日中経済協力会議—於吉林（第11回） 開催日：2011年9月8日 参加者：日本側：139名、中国側：300名、計439名
2012年日中経済協力会議—於黒龍江（第12回） 開催日：2012年8月1～2日 参加者：日本側：150名、中国側：310名、計460名
2013年日中経済協力会議—於新瀋陽（第13回） 開催日：2013年10月27～28日 参加者：日本側：250名、中国側：130名、計380名
2015年日中経済協力会議—於遼寧（第14回） 開催日：2015年7月15日～16日 参加者：日本側：169名、中国側：531名、計700名
2016年日中経済協力会議—於富山（第15回） 開催日：2016年11月21～22日 参加者：日本側：207名、中国側：225名、計432名
2017年日中経済協力会議—於吉林（第16回） 開催日：2017年8月27～28日 参加者：日本側：103名、中国側：397名、計500名
2018年日中経済協力会議—於北海道（第17回） 開催日：2018年10月29日～30日 参加者：日本側：182名、中国側：209名、計391名
2019年日中経済協力会議—於黒龍江省（第18回） 開催日：2019年7月28～30日 参加者：日本側：81名、中国側：304名、計385名
2021年日中経済協力会議—於遼寧（第19回） 開催日：2021年9月22日～25日 参加者：日本側：100名、中国側：200名、計300名

(注) 網掛けは日本での開催。
(出所) 当会各種記録より筆者作成



日中経済協力会議と日中の経済交流促進

当会瀋陽事務所は、第1ラウンドの

任務（10条「新突破」^{注1}）が明記された。指導思想、原則、全体目標および重点年行動方案（23～25年）^{注2}が採択され、全面的振興の新たな進展に向けた3年行動方案（23～25年）^{注3}が採択され、例えば、遼寧省では23年2月に「遼寧の全面的振興の新たな進展に向けた3年行動方案（23～25年）」が採択され、興指導チームの会議が開かれ、東北全面的振興「第14次五カ年計画」（21～25年）実施案などが可決された。

同会の全体テーマや分科会・商談会等の内容は、各地域で実施されている東

北振興戦略に伴って06年3月に開設された。この戦略に基づき、現地政府との各種経済交流や現地日系企業へのサポートを行っている。中国東北地区と日本との経済交流・協力の拡大・発展を目的に00年からほぼ毎年、当協会と東北4省政府が「日中経済協力会議」を開催している。日中両国政府、日本の地方自治体、中国東北地域の地方政府、企業、経済団体、研究機関等の関係者による経済交流のプラットフォームとして、幅広い分野から参加者が集い、日中VIP会見、歓迎レセプション、開幕式、全体会議、分科会、商談会、地方視察などの各種プログラムを通じて、相互理解の促進やビジネスチャンスにつながる議論を展開している。

ヘルスケアなどの新たな協力分野に日中産業協力がさらに拡大し、共に発展す



る。また、開催地は、中国東北地方3省1区と日本で交互に開催している。日本での開催は、04年（宮城県仙台市）、08年・13年（新潟県新潟市）、16年（富山県富山市）、18年（北海道札幌市）の5回を数える。03年はSARS、20年、22年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催できなかった（表）。23年第20回会議は、中国吉林省長春市での開催を予定している。

新しいライフスタイルや意識の変化を踏まえ、東北振興政策に列記されているエネルギー、スマートシティ、Eコマース

注1… 国家統計局「第七回勢調査（地区人口状況）21年5月11日。

注2… 国家統計局「中華人民共和国2022年国民経済と社会発展統計公報」（総頁）23年2月28日。

注3… ①有効需要の積極的な拡大と経済成長の推進に向けた新たな突破の実現。②産業構造調整の加速と現代化産業システムの建設に向けた新たな突破の実現。③科学技術教育の人材支援の強化と発展の新たな原動力の育成に向けた新たな突破の実現。④重点分野の改革の深化と体制・メカニズムの革新に向けた新たな突破の実現。⑤国有・民間・外資企業の競合発展と市場主体の育成・拡大に向けた新たな突破の実現。⑥開放協力レベルの向上と対外開放の新たな最前線の構築に向けた新たな突破の実現。⑦農業農村の優先的発展の堅持と全面的農村振興の推進に向けた新たな突破の実現。⑧「二圏一帯両区」（瀋陽現代化都市圏・沿海経済開発開放ベルト・遼寧西部京津冀先導区・遼寧東部グリーン経済区）の建設と地域協同発展の促進に向けた新たな突破の実現。⑨美しい遼寧建設とグリーン低炭素の発展に向けた新たな突破の実現。⑩民生福祉の増進と質の高い国民生活の改善に向けた新たな突破の実現。



北京の南中軸

王洪燕
北京中関村日本駐在事務所所長

中 華人民共和国の首都である北京は、国の政治・文化・国際交流・科学技術革新の中心であり、世界を舞台に悠久の歴史を持つ現代的国際大都市である。元朝に始まり、明朝で形を整え、清朝で完成し、近現代に発展を遂げた北京の中心軸は、750年以上の歴史を有する古都・北京の魂とも言える。

1. 北京の中心軸

北京の中心軸とは、元の大都、明・清の北京城の時代から東西に配置された建築物の対称軸を指し、前門、天壇、紫禁城、景山などの歴史的・古代の建築物もこの軸上に位置している。明・清時代の北京城の中心軸は、南の永定門から北の鐘鼓楼まで、約7・8キロの距離がある。この中心軸は北京城の背骨と呼ばれる外城、内城、皇城、紫禁城の4区域を結び付け、九重の宮殿の位置を明

確にすることで、封建帝王が天下の中心に居る「唯我独尊」の思想を体現している。この建築の目的は、封建帝王の中心的地位を強調することだ。

中国建築の大家である梁思成は、かつてこの中心軸を「全長8キロ、世界で最も長く、最も偉大な南北の中心軸が北京城全体を貫いている。北京の特有の壮麗な秩序は、この中心軸の確立によって生み出され、前後の起伏、左右対称の形、空間の配置はすべて中心軸を中心としたものである」と賞賛した。

2. 北中軸と南中軸

この中心軸はさらに北へと延びている。1990年アジア競技大会の招致に成功した北京は、都心と競技村を結ぶため、二環路（環状二号線）の鐘鼓楼橋で鼓楼大街を北上し、三環路（環状三号線）までを北辰路と改称して、これを北京の中心軸の延

伸とした。西には中国民族公園、東にはオリンピッククスポートセンターを建設した。これが「北中軸」と呼ばれている。

中心軸は南へも延伸している。この「南中軸」は、北は永定門から南は鳳池公園までの全長11・5キロである。南中軸は、北京南部の将来の発展を担う「未来軸」であると同時に、北京の南北のバランスのとれた発展を促す使命を担っている。

北京の南中軸は、既に開発されている北中軸と比べると相対的に、新たな発展のチャンスを迎えている。2021年初頭、「南中軸地域計画（2020～35）」が首都計画建設委員会で審議を通過し、党中央国務院に提出された。南

中軸地域計画は、大国首都機能の新興サポーターエリア、中国文化の自信溢れる重点ハイライトエリア、生態文明都市建設のモデルエリア、首都南部新興の核心リードエリア、調和的で快適な都市建設実証エリアで構成されている。

南中軸国際文化技術園は、豊台区人民政府と中関村開発グループが共同で建設した革新的コミュニティで、総建築面積は約19万5000平方メートルである。科学技術、文化、



1958～59年の北京中軸（筆者提供）



北中軸エリアの航空写真



中軸遺産エリアの航空写真



南中軸エリアのイメージ図

現在の北京中軸 (筆者提供)

3. 南中軸国際文化科技园

(1) ロケーションの優位性

交通の優位性として、三大鉄道

国際ビジネス等の産業分野をめぐり、国内外の吸引力の強いリード企業を誘致し、ユニコーン企業による発展促進や国際的「科学技術+文化」の新たなランドマークとデジタル経済による新高地の構築など未来産業に狙いを定める。大紅門地域の産業の転換とアップグレードを促進し、南中軸における都市再生のベンチマークのモデルを打ち立て、「妙筆生花で豊台を見る(妙筆生花看豊台、「妙筆生花」とは優れた文章を称賛することの喩え)」というビジョンを実現させる。

(2) 空間的優位性

交通ハブまで20分、新国門大興国際空港まで30分でアクセスすることができる。公共交通機関の優位性では、地下鉄8号線と10号線が交差している。このプロジェクトは凉水江に隣接し、1万6000ムー(約1067万平方メートル)の南苑森林湿地公园に近い。首都ビジネス新区計画は実施段階に入っており、継続的に打ち出される政策を利用して同区が飛躍的に発展している。

南中軸国際文化科技园は、1階部分が4・8メートル、基準階が4・2メートルで、天井は高く、部屋は広く、窓は大きく、合理的で機能的なレイアウトとなっている。

(3) 商業施設

科技园の1階と地下1階は総合商業支援エリアとなっており、従業員レストラン、ビジネスストレスラン、金融サービス、コンビニエンスストア、カフェ、ジム、スーパーマーケットなど様々な業態が網羅されており、入居企業の従業者の日常的なニーズに対応している。そのほか、入居企業の従業員の居住ニーズを解決するため、科技园内に500棟の人材用アパートを建設予定である。

(4) 産業サービス

科技园は、事業登録、財務・税務

サービス、法律相談、政策コンサルティングなど入居企業の各種手続きに対し、ワンストップかつ専門的なサービスを提供している。また、専門スタッフを対象企業に派遣し、企業の発展のニーズに則した各種リソースやマッチングサービスを提供している。「百聞は一見に如かず」、日中経協ジャーナルの読者が北京を訪れ、中心軸の風景を楽しみ、南中軸の国際文化科技园のサービスを体験されることを歓迎したい。

(翻訳・調査部 文違史恵)



南中軸国際文化科技园 (筆者提供)

デロイト中国
パートナー 浦野 卓矢

表2 非居住者企業が納税義務を負う文書の対象およびその判定基準

文書の対象物	納税義務の判定基準
不動産	国内に所在する
持ち分	中国居住者企業の持ち分である
動産（有形資産）	売り手あるいは買い手が国内に所在する（国外組織または個人が完全に国外で使用するものを国外組織または個人に販売する場合は含まず）
商標専用権、著作権、特許権、 専用技術使用権	提供側または受入側が国内に所在する（国外組織または個人が完全に国外で発生するサービスを国外組織または個人に提供する場合は含まず）
サービス	提供側または受入側が国内に所在する（国外組織または個人が完全に国外で発生するサービスを国外組織または個人に提供する場合は含まず）

（出所）筆者作成

定基準は従前の暫定条例では必ずしも明確になっておらず、当該公告にて海外企業の納税に係る取り扱いが明示されたことに注意が必要です。

非居住者企業の印紙税の申告方式について、関連法規では国内代理人の有無により、2つのシナリオに分けて規定されています。

●国内に代理人がいる場合

国内代理人により納税が行われます。取引相手が納税するのであれば源泉徴収方式で、取引とは関係ない代理人が納税するのであれば代理申告方式での納税になります。納税は国内代理人の所在地（居住地）にて申告を行うこととなります。納税期限は、四半期ごと、年ごと、都度払いの方法から選択することが可能です。具体的な期限は税務局が実際の徴収管理状況により定めるとされています。

●国内に代理人がない場合

非居住者企業が自ら申告納税（自主申告）を行うこととなります。課税地は文書対象により異なります。資産引き渡し場所の所在地、国内のサービス提供者または受領者の所在地（居住地）、課税文書を作成する国内の当事者の所在地（居住地）、不動産の所在地（不動産所有権の移転の場合）となります。納付期限は、国内に代理人がいる場合と同じです。

（4）契約書がない場合の取り扱い

契約を書面作成しない場合、具体的には当事者間の売買関係や権利・義務が発注書等の書類により決まる際にも規定に基づいて印紙税を納付することとなります。正式な書面での契約書が存在しなくても、伝票のやり取りで該当する取引が行われていれば課税されます。

2. 日本企業への影響

今回の新印紙税法の施行は日本企業に大きな影響をもたらします。日本本社側では前述の通り、中国企業と一定の取引を行っている場合課税義務を負うことが明確になっています。中国企業と有形資産の輸入／輸出取引を行うだけでも表2の判定基準を満たしますので、日本の多くの企業にて課税義務が生じることになります。日本本社のみならず、米国や欧州、東南アジアのグループ会社が中国企業と取引を行った際も同様です。また納付にあたっては複数の申告方式が存在しており、どの方式を採用するかを決めなくてはなりません。その他にも、契約書がない場合にも納付義務が生じることが明示されるなど、日本の印紙税とは異なるルールが存在しています。

今回の改正を受けての中国税務局の動きですが、今のところ、非居住者企業の納税を求める大規模な動きは見られません。また代理人申告の実施方法を照会しても地域によりコメントが異なり、必ずしも全国的に統一された実務運用がなされていないようです。

日本企業としては今回の中国印紙税法に係るポイントを正確に理解し、自社グループの取引状況を踏まえて定量的なリスク金額の試算をすることが重要です。その上で税務局の動きを適時把握し、中国印紙税に係るグループでの対応方針を立てていくことが求められます。

中国ビジネス Q&A 新印紙税法がもたらす日本企業への影響

Q 2022年7月に新たに印紙税法が施行され、日本本社も中国にて印紙税を納めることが義務付けられたと聞きました。中国子会社と締結する契約書については、日本でも印紙税を支払っていますが、同時に中国でも納税が必要なのでしょうか。

A 新印紙税法の規定によると、課税文書を国外で作成し中国国内で使用する組織および個人も納税義務者となります。課税文書の対象が有形資産である場合、売り手もしくは買い手が中国国内にいれば、当該取引に従事する非居住者企業にも納税義務が生じます。現時点にて、中国税務局が新印紙税法を基に海外企業の印紙税納付を要求する大きな動きはみられません。しかしながら、非居住者企業の納税義務が明確化されたことは大きなポイントであり、今後の税務局の動向に注意しつつグループでの対応方針を立てることが重要になっています。

1. 印紙税法の内容

(1) 概要および背景

中国における印紙税の歴史は長く、1988年に制定された印紙税暫定条例の下で印紙税の徴収が行われていました。現在、各税目にて暫定条例となっている規定の立法化が相次いで行われており、2022年7月1日に「中華人民共和国印紙税法」(中華人民共和国主席令第89号)が施行され、印紙税暫定条例は廃止されました。印紙税法は20条で構成され、現行税制の枠組み自体は大きく変更されていません。しかしながら、暫定条例と比べて、納税義務者範囲の拡大、税額計算根拠の明文化、課税証憑の分類の集約・細分化、一部の税率の引き

表1 課税対象および税率

課税対象	税率
売買契約書	代金の0.03%
金銭消費貸借契約書	借入金の0.005%
ファイナンスリース契約書	リース料の0.005%
賃貸契約書	賃貸料の0.1%
請負契約書	報酬の0.03%
建設工事契約書	代金の0.03%
運送契約書	運送費の0.03%
技術契約書	代金、報酬、使用料の0.03%
倉庫保管契約書	保管費の0.1%
権利譲渡文書(土地使用権、建築物、持ち分)	記載額の0.05%
権利譲渡文書(商標専用権、著作権、特許権、専用技術使用権)	代金の0.03%
証券取引	取引額の0.1%

(出所) 筆者作成

下げ、証券取引に係る追記などが行われました。さらに、財政部・国家税務総局は事後的に複数の公告を公布し、納税者の判定、課税証憑に対する具体的な規定、税額計算や追加課税、税額還付、免税などの実施基準を規定しています。

(2) 課税対象および税率

印紙税法に基づく課税対象および税率(一部抜粋)は表1の通りです。日本企業の取引が多い有形資産売買契約書は代金の0.03%、ロイヤルティも同じ0.03%にて課税されます。取引金額に一定税率を乗じて納税額が決定される計算方式が採用されています。

(3) 非居住者企業への課税および申告方式

印紙税の納税義務について、中国国内で課税文書の作成や、証券取引を行う組織および個人が納税者となります。また、中国国外で作成された課税文書を国内で使用する組織・個人についても課税義務が生じます。非居住者企業の納付義務は、追加的に公布された「印紙税に関する若干事項の実施基準に関する公告」(財政部、国家税務総局[2022]22号)にて詳細が規定されています。具体的には、表2にある契約書などの文書を取り交わすと、非居住者が中国で納税義務を負うこととなります。非居住者企業の納税に係る判

情報クリップ

2023年4月

■ 4/5 中国国際貿易促進委員会大連市分会一行が来会

孫連運会長一行が来会、当協会・伊藤智業務部長以下で交流した。主題は、両国間の輸出入拡大やサプライチェーンの円滑化を目的に開催される「第2回中日(大連)博覧会・日本商品展覧会(主催:遼寧省商務庁・大連市人民政府、23年9月22~24日、於:大連)」の広報であり、また、投資貿易動向を分析したレポート『2022 中日貿易投資合作報告』の紹介があった。

■ 4/10 「第3回中国国際消費財博覧会」へ参加

商務部、海南省人民政府共催で、4大国家級博覧会の一つである標記博覧会が4月11~15日に海口で開催され、当協会からは北京事務所が参加した。開幕式では何立峰・國務院副総理が挨拶した。展示会にはイタリアや日本を含む65の国・地域から3000以上の化粧品、衣類、食品など消費関連ブランドが出展した。



開幕式における何立峰國務院副総理の挨拶

■ 4/11 「中日経済分野実務協力企業座談会」を後援

国家発展改革委員会国際合作中心ならびに広州市花都区人民政府との共催により開催され、当協会も後援するとともに高見澤学理事が挨拶した。また、本会に先立ち4月10日、当協会は崔琳副主任らの表敬訪問を受けた。

■ 4/12 商務部電子商務司一行が来会

騫芳莉司長一行が当協会を訪れ、堂ノ上武夫専務理事以下で交流した。当協会からは日本企業の対中越境 EC に対する観点や課題を紹介したほか、電子商務司との新たな協力関係の構築に期待を示した。これに対して騫司長からも当協会との協力を通じて電子商取引分野における日中間の協力を進めることへの期待が述べられた。

■ 4/12 「浙江・台州-日本投資協力交流会」

李躍旗・台州市党委書記一行が訪日し、都内にて開催された「浙江・台州-日本投資協力交流会」に当協会業務部が出席した。李書記より、現在台州市がデジタルエコノミー発展

に注力し、グリーン電力が多く完備されていること、自動車、精密機器、医薬品を中心とした製造業が活況であることが紹介された。また、台州市内の区県の代表者から地域概要や特色となる産業についての紹介があった。

■ 4/13 「青島-日本経済貿易協力交流会」を共催

趙豪志・青島市長一行が訪日し、都内で開催された交流会を当協会が共催し、伊澤正理事長が開会の挨拶をした。また、宋耀明・駐日本国中国大使館公使、小川良典・オリックス(中国)実業ホールディングス執行総裁、岡豊樹・日中投資促進機構事務局長からも来賓として挨拶を行った。基調講演では、趙市長や王志俊・青島市商務局長から青島市の経済政策や現状について紹介があった。最後に、12件の日中協力プロジェクトの調印式が行われた。

■ 4/14 青島前湾保税港区一行が来会

王莉副主任一行が来会し、高見澤学理事以下で交流した。王副主任は、中国(山東)自由貿易試験区と青島国際経済合作区(中独エコパーク)管理委員会の副主任を兼務しており、最近の日本企業進出事情などについて紹介を行った。

■ 4/20 「『東京太倉日』投資環境説明会」を後援

江蘇省蘇州市に属する県級市・太倉市の王莉萍副市長が訪日し開催された交流会を当協会が後援、運営をサポートした。また、本会翌日の4月21日、王副市長は当協会を表敬訪問した。

■ 4/26~27 中国国際貿易促進委員会(CCPIT)・張慎峰副会長が来日

張慎峰副会長が来日し、当協会・伊澤正理事長以下で歓迎した。CCPITは当協会にとって最重要カウンターパートの1つであり、コロナ後では初のCCPIT幹部の訪日であった。今後さらに日中経済交流を促進していくことで共通認識に達した。張副会長の今回の来日目的は、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の関連用務であり、万博成功への期待感を表明した。27日に大阪で開催された関西経済界との懇談会には当協会関西本部・今村健二事務局長が大阪商工会議所中国ビジネス委員会副委員長としても出席した。

J+C ECONOMIC JOURNAL

2023年7月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

中国モビリティ2023

編集後記

近年、世界中で天候異常に見舞われており、今年は日本でも桜の開花がひときり早かった。東京は3月中にあっという間に開花、直後からの強風と雨で瞬く間に葉桜となってしまった。報道では新茶の収穫も早まったとか。数十年前、留学していた天津や北京の春と秋の短さに落胆したものが、世界を魅了する日本の四季が今後も続くことを願わずにはいられないのは、協会に在籍し〇〇年の年齢になったからなのだろうか。(文達)

*購読のお申し込み先

東京官書普及株式会社

政府刊行物東京サービス・ステーション

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申し込みになります。

URL: <https://www.tokyo-kansho.co.jp>

Amazon Japan でもご購入できます。

日中経協ジャーナル

2023年6月号(通巻第353号)令和5年5月25日発行

発行人 高見澤学

編集人 文達史恵

発行人 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR 六本木麻布台ビル6階

TEL. 03-5545-3111 FAX. 03-5545-3117

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <https://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2023

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価880円(本体800円+税10%) ISBN978-4-88880-325-0 C2033

DATA ROOM

中国・日中の主要経済指標

本表は、中国国家统计局発表を中心に、2023年第1四半期までの主要経済指標(速報値)をとりまとめたものです。データが更新された場合は、当会ウェブサイト (<https://www.jc-web.or.jp/>) に反映します。

項目	単位	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 1～3月	2022年 1～6月	2022年 1～9月	2022年 1～3月	2023年 1～3月
国内総生産(GDP) 名目額	億元	919,281	986,515	1,013,567	1,149,237	270,178	562,642	870,269	1,210,207	284,997
〃 実質成長率(前年比)	%	6.7	6.0	2.2	8.4	4.8	2.5	3.0	3.0	4.5
四半期 GDP 実質成長率(前年比) (注1)	%				4.0	4.8	0.4	3.9	2.9	2.2
1人当たり GDP	元	65,534	70,078	71,828	80,976				85,698	
〃 実質成長率(前年比)	%	6.3	5.6	2.0	8.0				3.0	
食糧生産量	億トン	6,5789	6,6384	6,6949	6,8285				6,8655	
工業生産額(付加価値ベース)	億元	301,089	311,859	312,903	372,575				401,644	
〃 前年比	%	9.4	3.6	0.4	19.0				3.4	
うち一定規模以上の工業企業(前年比) (注2)	%	6.2	5.7	2.8	9.6	6.5	3.4	3.9	3.6	3.0
固定資産投資額 (注3)	億元	488,499	513,608	527,270	552,884	104,872	271,430	421,412	572,138	107,282
〃 前年比(名目)	%	5.9	5.1	2.7	4.9	9.3	6.1	5.9	5.1	5.1
不動産開発投資額	億元	120,165	132,194	141,443	147,602	27,765	68,314	103,559	132,895	25,974
〃 前年比(名目)	%	9.4	10.0	7.0	4.4	0.7	-5.4	-8.0	-10.0	-5.8
社会消費品小売総額 (注4)	億元	377,783	408,017	391,981	440,823	108,659	210,432	320,305	439,733	114,922
〃 前年比(名目)	%	8.8	8.0	-3.9	12.5	3.3	-0.7	0.7	-0.2	5.8
消費者物価指数(CPI)	%	2.1	2.9	2.5	0.9	1.1	1.7	2.0	2.0	1.3
工業品出荷価格指数(PPI)	%	3.5	-0.3	-1.8	8.1	8.7	7.7	5.9	4.1	-1.6
都市部1人当たり可処分所得	元	39,251	42,359	43,834	47,412	13,832	25,003	37,482	49,283	14,388
〃 実質伸び率	%	5.6	5.0	1.2	7.1	4.2	1.9	2.3	3.9	2.7
農村部1人当たり可処分所得 (注5)	元	14,617	16,021	17,132	18,931	5,778	9,787	14,600	20,133	6,131
〃 実質伸び率	%	6.6	6.2	3.8	9.7	6.3	4.2	4.3	6.3	4.8
都市部新規雇用者数	万人	1,361	1,352	1,186	1,269	285	654	1,001	1,206	297
都市部調査失業率 (注6)	%	4.9	5.2	5.2	5.1	5.5	5.7	5.6	5.6	5.5
都市部登録失業率	%	3.80	3.62	4.24	3.96				-	-
中国の貿易総額(中国海関統計)	億ドル	46,224.4	45,778.9	46,559.1	60,438.7	14,830.2	30,770.0	47,520.4	63,065.2	14,389.5
〃 前年比	%	12.5	-1.0	1.7	29.8	13.0	10.2	8.7	4.4	-2.9
中国の輸出額	億ドル	24,867.0	24,994.8	25,899.5	33,571.4	8,190.1	17,283.1	26,985.9	35,936.0	8,218.3
〃 前年比	%	9.9	0.5	3.6	29.6	15.5	13.9	12.5	7.0	0.5
中国の輸入額	億ドル	21,357.5	20,784.1	20,659.6	26,867.3	6,640.0	13,486.9	20,534.4	27,160.0	6,171.2
〃 前年比	%	15.8	-2.7	-0.6	30.0	10.6	5.8	4.1	1.1	-7.1
中国の輸出入収支	億ドル	3,509.5	4,210.7	5,239.9	6,704.1	1,550.1	3,796.1	6,451.5	8,776.0	2,047.1
中国の対日貿易総額(中国海関統計)	億ドル	3,276.6	3,150.3	3,175.4	3,714.0	896.3	1,771.4	2,707.4	3,574.2	793.6
〃 前年比	%	8.1	-3.9	0.8	17.1	3.9	-2.1	-1.4	-3.7	-11.5
中国の対日輸出額	億ドル	1,470.8	1,432.7	1,426.6	1,658.5	419.2	835.5	1,295.2	1,729.3	407.7
〃 前年比	%	7.2	-2.6	-0.4	16.3	8.3	4.4	6.5	4.4	-2.4
中国の対日輸入額	億ドル	1,805.8	1,717.6	1,748.7	2,055.5	477.1	935.9	1,412.2	1,845.0	385.9
〃 前年比	%	8.9	-4.9	1.8	17.7	0.4	-7.3	-7.6	-10.2	-19.5
中国の対日輸出入収支	億ドル	-335.0	-284.9	-322.1	-397.0	-58.0	-100.5	-116.9	-115.7	21.8
世界の対中直接投資契約件数(中国商務部統計)(注7)	件	60,533	40,888	38,570	47,643				38,497	
〃 前年比	%	69.8	-32.5	-5.7	23.5				-19.2	
世界の対中直接投資実行額(〃)	億ドル	1,349.7	1,381.4	1,443.7	1,734.8	590.9	1,123.5	1,553.0	1,891.3	4,084.5(注8)
〃 前年比	%	3.0	2.4	4.5	20.2	31.7	21.8	18.9	8.0	4.9
日本の対中直接投資契約件数(中国商務部統計)	件	828.0	1,000	799	998					
〃 前年比	%	40.3	20.8	-20.1	24.9					
日本の対中直接投資実行額(〃)(注9)	億ドル	38.1	37.2	33.7	39.1				46.1	
〃 前年比	%	16.5	-2.4	-9.3	16.0				16.8	
経常収支	億ドル	491	1,413	2,740	3,173	895	1,691	3,104	4,019	820
マネーサプライ(M2) (注9)	億元	1,826,744	1,986,489	2,186,796	2,382,900	2,497,688	2,581,451	2,626,601	2,664,321	2,814,566
〃 前年比	%	8.1	8.7	10.1	9.0	9.7	11.4	12.1	11.8	12.7
外貨準備高	億ドル	30,727.1	31,079.2	32,165.2	32,501.7	31,879.9	30,712.7	30,289.6	31,276.9	31,839.0
対外債務残高(注10)	億ドル	19,827.5	20,708.1	24,008.1	27,465.6	27,102.0	26,360.0	24,815.0	-	24,528.0
対ドルレート	元/US\$	6.6174	6.8985	6.8976	6.4515	6.3482	6.7114	7.0998	6.9646	6.8717
日本の対中貿易総額 (財務省貿易統計・ジェットロ換算)	億ドル	3,174.4	3,039.6	3,050.9	3,502.6	856.7	1,673.0	2,536.7	3,354.3	744.4
〃 前年比	%	6.9	-4.2	0.4	14.8	2.3	-2.2	-1.5	-4.2	-13.1
日本の対中輸出額	億ドル	1,439.2	1,347.0	1,412.5	1,641.2	375.3	734.5	1,108.6	1,456.0	289.4
〃 前年比	%	8.5	-6.4	4.9	16.2	-2.2	-8.3	-8.2	-11.3	-22.9
日本の対中輸入額	億ドル	1,735.2	1,692.6	1,638.4	1,861.4	481.4	938.5	1,428.1	1,898.3	455.1
〃 前年比	%	5.6	-2.5	-3.2	13.5	6.2	3.3	4.4	2.0	-5.5
日本の対中輸出入収支	億ドル	-296.0	-345.7	-225.9	-220.2	-106.2	-204.0	-319.5	-442.4	-165.7
日本の対中直接投資額 (財務省国際収支状況・ジェットロ換算)	億ドル	112.17	120.21	110.43	120.88	22.06	47.31	70.61	91.68	
〃 前年比または前年同期比	%	-9.7	7.2	-8.1	9.5	-9.6	-11.0	-13.6	-24.2	

(注1) 四半期 GDP 実質成長率は、1～6月では第2四半期、1～9月では第3四半期についての前年同期比を示す。

(注2) 2011年からは年間売上2000万元以上の工業企業を指す。

(注3) 2011年からは不動産投資・農村個人投資を除き、固定資産投資の対象を50万元以上から500万元以上に引き上げた。

(注4) 個人の住宅購入を含まない。

(注5) 2014年までは農民1人当たり純収入(四半期は農民1人当たり現金収入)。15年からは「農村部1人当たり可処分所得」。

(注6) 2022年通年での調査失業率は公開されていないため、12月単月時点での数字を掲載し

ている(2023年2月6日時点)。

(注7) 対中直接投資は金融分野(銀行・証券・保険)を含まない。

(注8) 2023年1-3月の世界の対中直接投資実行額はドル建てで発表されていないため、実行額

および前年同期比率は元建てでの数字を記載した。

(注9) マネーサプライ、外貨準備、対外債務残高は期末数。対ドルレートは年間平均数、四半

期は期末数。

(注10) 2015年からは人民元建ての対外債務残高を含む(2014年もそれに伴い調整された)。

(出所) 中国国家统计局、中国海関総署、商務部、人力資源・社会保障部、中国人民銀行、国家

外為管理局、ジェットロ発表等から日中経済協会が作成。

日中経済協会の出版案内

変わる中国 データと図表で理解！

中国経済 データハンドブック

China Economic Data Handbook

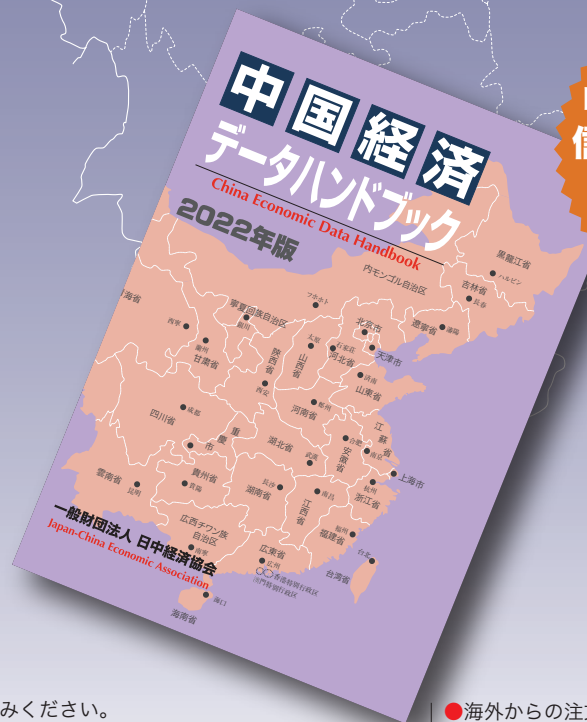
2022年度

創刊30余年を迎える対中ビジネスを担う戦略スタッフ、教育研究関係者、メディアに活用されている必携書。

中国を知る最新の情報バンクとして、2022年版も

「14・5計画」・3期目を迎えた習近平政権下の最新人事・主要法令をはじめとした情報を更新。

A4判186ページ・本文2色刷・一般財団法人日中経済協会 2022年12月15日発行
定価4,950円(本体4,500円+税10%) / 会員価格3,300円(本体3,000円+税10%)
ISBN978-4-88880-319-9



日中経協ならではの
信頼のデータ集
12月15日
発売！

●ご購入は下記にお申し込みください。

東京官書普及株式会社

政府刊行物東京サービス・ステーション

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-2 Tel.03-3292-3701 Fax.03-3292-1670

下記ホームページからお申し込みになります。

URL <https://www.tokyo-kansho.co.jp>

●Amazon Japan、最寄りの書店でもご購入できます。

●海外からの注文、購入をご希望の方は下記にお申し込みください。

株式会社 OCS

海外生活サポートサービス

Tel.03-5534-7965

下記ホームページからお申し込みになります。

URL <https://www.ocs.co.jp>

※賛助会員は会員価格でお求めになりますので日中経済協会総務部までご連絡ください。Tel.03-5545-3111 Fax.03-5545-3117

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION
定価 880円(本体800円+税10%)

ISBN978-4-88880-325-0
C-2033 ¥800E



9784888803250



1922033008008